

たる英國の貴族院の歴史上の事情は因り能く貴族のみを以て一院を組織することを  
得たるよて例へば我が國維新の際諸藩の盡力を以て中興の大業を成就したる當時若  
し國會を開くの説あり従ひて貴族院と設くるの議ありしあらば或は純然たる公家大  
名を以て貴族院を組織したるやも又知る可うらざるが如し歐洲大陸の各國は於ては  
貴族の勢力已に衰へたるの日に憲法を發布し議院と設けたることなれば純然たる貴  
族のみを以て之を組織する能はず他の原素を以て之を混入したること誠は國情の止  
むを得ざる所出でたり

歴史上の事情已に此の如くあるのみならず政理上より云へば又雜種貴族院を以て却  
て國家の便益とするの事情あり彼の北米合衆國の元老院は世界に傑出せし組織よし  
て凡そ兩院制の國に於て眞に兩院の實効あること米國の如き者ならず而して其源因  
の首として元老院の完美は在り或は學識或は經驗を以て一國に傑出したる人物を網  
羅し一般の選舉は因り人民より直に公選せられたる代議士を助けて以て其の短失を  
補ひ其の急進を防ぐこと其の方法旨趣頗る周密を極めたりと謂ふべし願て英國の純  
粹貴族院を視るは昔日に於ては頗る勢力を顯したることありと雖も二百年來全く衰  
頹を極め上院に於て下院の議決を拒絶したるの例は殆ど之をあらす上院は全く冗員た  
るの姿なきは非ず苟も兩院の制を探らば兩國の法如何を取るを利とすへきや多言を  
待たずして明あるべし

然れとも國家は皇族を存し貴族を存する以上の彼の世襲權よりも地位を社會に占む  
るものも亦實に社會秩序の一原素にして其身分其資産は附隨する勢力の亦政治上の  
一要素たるべきや故に之をして立法に干與せしめ國政に與聞せしむるの方法は國家  
の經理上亦當然なりといふべし唯だ單に貴族のみを以てすれば其の用を盡さざるこ  
と前も述べたる英國の例に於て之を見るが故に國情と政理とを按し英米兩國の制を  
參酌折衷し一方に於ては米の元老院を倣ひて特有なる智識經驗を收め一方に於ては  
英の貴族院を學びて國家の秩序に附屬する門閥を取り之を調合して一院をなせるも

の即ち大陸各國の貴族院是なり

さて雜種貴族院と雖も其性質の本來國家に於て特別高上の位置を占むるもの、團聚を主とするる故に世襲及び勅撰の議員を以て其大分を組織し公撰の議員の特小部を形するに過ぎず而も其常撰の勅裁を待ちて決することとし且其數の純然たる貴族議員の數を超過せざるを準とするもの多し

今字換伊葡諸國の貴族院議員を分析すれば(一)皇族(二)世襲貴族(三)終身貴族(四)陸海軍總督(五)一定年間高等官吏たりしもの(六)一定年間衆議院議員たりしもの(七)一定大額の納稅者又は其代表者(八)大學の代表者又は學藝を以て有名なるもの等是なり

我憲法に於ては皇族華族の二類のみ建て、明白の永制とし以て我貴族院の本幹とし而して政理又の事情により特小貴族院の成立作用を補はんが爲に設けたる勅任議員は唯た之を置くとのみを永制となし其如何ある種類を以てすべきの實際問題の時勢

に從て變通すべきとし而して彼の明白なる二類と雖も其資格の細目の彼の勅任議員の種目と均しく之を貴族院令に譲り亦憲法規程の外に置きたり

今現行の貴族院令に據り其組織の要を示せば皇族華族に就きては左の三種あり

- 一 成年(滿十八年)に達したる皇族の男子
- 二 滿廿五年以上の公侯爵
- 三 滿廿五年以上の伯子男爵として共同爵中より選舉せられたるもの  
又勅任議員に就きては左の三種あり

四 國家に勳勞あり又の學識ある滿三十年以上の男子

五 各府縣滿三十歳以上の男子にして土地或の工業商業に付多額の直接國稅を納むるもの十五人の中より一人を互選したる其常撰者

我貴族院の性質は皇族華族及び天皇が撰任し玉ふ議員より成立するものとし而して現制によれば天皇の撰任し玉ふ勳勞學識財産を標準とし國家の之を有するものよ

對して榮譽を與ふると共ふ又其經驗智力財力と利用するものなるべく又財産者も對して各府縣一人の制限を立てたるの亦地方團聚代表の意と合むものにはやあらん要するも此等の細目の貴族院令の定むる所にして時宜は從て變更すべきものなりさて此は議論を要するの貴族院令の性質及び制定法なり憲法の之を明解を與へざるが故に余輩の其果して法律なるや命令あるやを斷言せざるが苦む蓋し現行貴族院令の固より勅令第十一號を以て發布したるものなれば其命令たるに分明なりと雖も憲法の終始之を以て命令とするの意あるや將た時宜より法律ともすべきの意あるや唯た貴族院令を以てといへるのみにては稍々隔靴の憾あるを免れず

解者の文義及び論理を按して全く命令なりと解せり蓋し法律中固より令を以て稱する徵兵令の如きものありと雖も是れ沿革を経たる襲用を依るものにて斯の如き名義上の沿襲なきものの大抵令といへる勅令は屬すべきものを表示せり如し是れ文義よ於て命令なりと解する理由の一なり又論理を以ていへる貴族院の原素中皇族の天

皇の眷屬たり華族の天皇の榮譽權より建置するものたり二者已に天皇と密接するが上も其他の原素たる議員の一切勅任を係ると本條の明定する所なり即ち貴族院の分子たるものは悉く天皇と直接の關係を有せざるを以て一般國民と直接の關係を有するものは一も之あるとあし去れり此精神を推す時の貴族院の制置の特は天皇の聖斷を一任し毫も衆庶の議を聽き之を参考を供するの要あるへからず則ち憲法の貴族院令を命令とし終始命令を以て改正し變更すべきものとせると知るべし

願て本令を按すれり其第十三條に「將來此の勅令の條項を改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院の議決ヲ經ヘシ」の明文あり此法系を追ふ時の尋常修正改補をなすの天皇貴族院の議決を経て之をなすより外復た方法あらずと雖も全く之を廢止するの別は明文の規定あらず蓋したとひ其一章一句を變せざるも之を法律となすの全く其勅令たるの性質と失ひしむるものにして之を廢止すると毫も異なる所あらず而して憲法の條文を按すれり天皇の外別は之をなすの權力ある機關あらず但た之を法律とする

趣を憲法に明書するに於ては是れ憲法の改正に屬する問題なるが故に憲法第七十三條の手續を履み帝國議會の議決を経ざるべからざるのみ或は帝國議會の法律案を提出し議決するを得るが故に貴族院に關する法律案に限り之を提出し議決する能はざる筈あるべからずといふものあらん然れども憲法の明は貴族院令を記し而してされ貴族院に關する法令といふの義は非ずして實は彼の勅令第廿一號を以て發布此れたる特定一個の法令をいふとすれば帝國議會が萬一亦貴族院の組織權限に關する法律案を提出せんことたとひ貴族院に之を提出するべしと到底憲法違背の所爲たるを免れざるべし解者の徹頭徹尾命令なりとするを以て穩當なりと思考するものなり

さて之を命令ありとするが於て第一に起る疑問は帝國議會の一半を形成する貴族院の組織を以て特ふ之を天皇の意思に決するに果して政理の宜は合へるものあるや否やの一事なるべし然れども此疑案を決するに先づ起論の點を定めざるべからず而して貴族院の制置は國家に不必要若くは有害なるものなりといひ、是れ別論に屬すと雖も已に貴族院を存立するの必要あるを假定したる上よては解者の之を命令の規定に任せたるの理由なきに非ざると見る而して現行令第十三條の改正手續に殊に至當の理由あるものなりと信す

蓋し憲法に明定して貴族院永久の定制に必要ありとしたる諸要素の一として天皇と直接の關係あらざるものなきと前も述べたる如きのみならず少數の門閥も國家秩序の一要素をなすものとし従て其特權を防護するの必要ありとすれば（理論より之をいへば）皇室も亦國家の最高門閥にして其累代蓄積したる有形無形の勢力は國家の保持に必要なるものなり英人中貴族を廢せると是れ王室と廢するの漸ありとの論あり蓋し亦此理論を推すのみ、必ず適應の法を設けざるべからず而して貴族の制を受くる所は上に天皇あり下は齊民あり天皇と貴族に密接せるものなれば上より壓制を受くるの懼少かるべし然るも天皇の猶本令第十三條に必ず貴族院の議決を待ちて改正増

補をなさんと約し玉へり而して下、齊民の壓制を考ふれば更は懼るべきものあり夫れ齊民の意思は議會を發し議會の多數決を以て本則とす苟も廣く帝國議會を謀りて貴族院の組織権限を定むるとせんか貴族の特権の多數門閥なきもの、蹂躪する所とならんのみ保守の精神充滿する英國人すら其下院に於ては猶貴族院廢止の論を發するものあり況や其他も於てをや願ふに貴族院令を以て貴族院の組織権限を規定するの理由は此の如きのみ而して下院を以て主權の實在を本源となすの英國猶此等の議案を通過するとなきもの亦以て國家の秩序に固着し其一要分をなせる貴族特権の自ら湮没すべからざる一例として視るべきのみ

貴族院は貴族院令といふなる勅令の定むる所より依り皇族華族及勅命を以て特任せられたる議員を以て之を組織す

第二十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

衆議院といへり特は貴族院に對して衆議院といへり民選議員の聚合體と指すものなると説明と待たざるへしと雖も法律は確然たる定義を與ふるを必要とするか故に本條の規定あり其主意衆議院は公選したる議員を以て組織するを制式とし選舉被選の要件の如きと之と選舉法と名くる一個の法令を讓るといふに在り

本條中最も注意を加ふべき眼目の語は公選の二字に存と公選との國民の團體が公明なる手續を以て同じ國民の團體中より選舉するの義にして此の如くにして當選したる議員を以て衆議院を組織するは我憲法が其一大原則と定めたる者なり而して右に團體云々といふは決して人口の全數を以て人口總數の中より選舉をするの謂は非ず國法が認めて以て國民を代表すべしとなしたる團體の推選し應選するを謂ひ本條の選舉法の乃ち其準を定むるものなり

さて各國の選舉法其涉る所博く職務的制限の存否の如き單選複選の如き女子選權存否の如き選舉に關する裁判手續の異同の如き大區連選法小區分選法區別の如き在職

年限の長短の如き俸給の存否及び選舉費支出の方法の如き一々指數するに暇あらず而して其最も重要最も複雑にして又最も思辯を要し議論を要するものは財産的制限なり乃ち獨逸は無制限にして所謂普通選舉の法を探り英國其他多數の國の大抵制限ありて其制限又一様ならず是れ時情と國情とに應じて衷を裁すべく決して一を取て他を概すへからざるなり但し私法上の無能力者及び公權を失ひたるもの、之に與るを許さるるか如きは殆ど各國の通式たり

我選舉法の法律第三號を以て發布せられたる衆議院議員選舉法に備はり其十四章百十一條の規程の選舉區畫選舉被選の資格規定、任期、訴訟、懲罰等を明定し附するに各府縣に割付けたる人員附録を以てしたり就きて參照すへし而して之に據る時は我院制は財産の制限を存し官吏の就任を許し我衆議院議員は小區分選法により單選法を以て直接國稅十五圓以上を納むる廿五歳以上の男子が同額の國接直税を納むる三十歳以上の男子中より選舉したる四年在任の有給議員たり

さて此衆議院議員選舉法の法律あれとも憲法が衆議院組織細目の規程を譲りたる選舉法の特お之を指稱したるものり將た選舉に關する法令を指し時およびての勅令を以て發するともあるへきやといふよ余輩の前條の貴族院令に於けると同じく文義及び論理お於て法律を以て制とするの精神ありと斷言す他おし衆議院組織の大本に關する新法令の「一」として彼の衆議院議員選舉法の變更を涉らざるなく而して命令を以て法律を變更するの憲法第九條の禁する所あれなり

蓋學理上憲法の本義を云へり或の主權分配の方法を明とするの法律たり或の國法の原力機關及び其の構成機能等を規定するの法律たるか故に衆議院議員選舉被選の資格等の固より憲法を以て規定すべきを常ととべしと雖も其の國お於て憲法として發布する法律の必ずしも學理上所謂憲法なるものと其の範圍其の交渉する所の區域互お相一致するものに非ず故お各國の憲法中右の資格等を掲げたるもの多しと雖も我憲法の特お衆議院議員組織の大本を定むるお止まり其他の細目より及ばざると曾

て怪むお足らず

抑も此の如く大本を擧げて細目を略せるの亦自ら政略上の理由あり蓋憲法の國家の大本を關する法律なるが故お之を制定するより方りての其目的の永久を遵守せらるべきは在ると彼の憲法發布の敕詔おも「朕が後嗣及臣民及臣民の子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」とあり「將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ」とあり又「朕が現在及ヒ將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ」とあるを以て此の容易な變更改正を加ふへくらざるの深意を窺ふお足るべし而して憲法の本文も又此の主意を確むるの斟酌あり之を學理上の憲法に比して其範圍條項より出入左右する所多きも亦此理よりなるへし本條の其最も顯著なるものよして衆議院の公選の議員を以て組織せんと云ふの蓋衆議院なる名目の存せん限ら必す之に附隨して存在せべき永久不變の性質おして此一事お於ての改正を加ふる必要殆ど想像の外あり然れども其の細目よ至りての時勢お應じて變改する所ありるべからず試み選舉資格を以て之を云へば現は歐洲諸國よ於ても廣き獨逸の如く國中丁年者の普通選舉を以て議員と選出するあり又狹く財産の額を以て標準となし以て選舉の資格を定めたるものよ於ての種々不同の次第あるお非すや凡國民生活の狀態其の國家の歳入よ供する租税を納むるもの、種類國家を組織する人民職業の區別智識富資の分配等も應じ國よ從ひ時お從て變通とあすお非されの完全なる國民の代表體を得べからず故に最も保守の傾向ある英國とら一千八百三十一年以來三回選舉法の改正を斷行し毎回選舉權の擴張をなし今や猶制限を存すと雖も獨立の男子は大概之を有するまでお至れり蓋し國民智識財資の増進と共に選舉權の擴張すへき各國の史傳も徴して毎も觀る所あるか故も我が國お於ても開化の進歩お從ひ産業の發達も從ひ今日の選舉法を改むるの必要を生ずべきや必せり而して此等の變化の政略上大も望むへきものあるお故も固より其屢に變して屢の上進するを期せざるべからず然れども其度毎お一々國家の大本を動すよ至りての亦決して政略の宜しきを得たるものといふべからず是

お於ては學理上の憲法お就ては衆議院の組織お大關係ある選舉法を包含するを當然とすへしと雖も我憲法お於ては殊お其大本たる公選の定則を定めたるのみおて其他の悉く之を法律お譲り以て時と共に進むの餘地を與へたるものあるへし。又此の如き政畧の欽定憲法の國お於て殊お必要なる者おして欽定憲法の陛下の敕諭お因り人民お參政の權利を附與せられたるものあれば其の改正の起案權の之を天皇お存留せらるゝも固より其の當然たり然るに時と共に變化すべき選舉法おして憲法の一部をなし容易お變更の議を起す能はざるの時勢お應じて改正擴張をおすの必要を生したる場合お於て大お不都合あるへし然れども選舉法を憲法より除き之を法律となし置かんお斯る必要の生ずる毎に國家の大本法を動かすとなくして國家の進路お須要なる改革を行ふを得べし是れ特にお本條の如き綱を取り目を遺す規程を要する所以あるへし。

衆議院の選舉法と名くる法令の定むる規程は遵ひ國民の團體が公明なる手續を以て同く國民中より選出したる議員を以て之を組織す。

第三十六條 何人も同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

貴族院令若くは選舉法お定めたる資格を具へ其規程は従つて勅任若くは選舉せられたるもの固より直ちお議員の職務お就くを得へしと我憲法第二章第十九條の明言する所なり然れども苟も兩院制を取り而して且つ一人の兩議院の議員と兼ねるを許さる其結果果して如何なるへし兩議院の名こそ違へ共お同一の人物を以て之を組織するお如き奇變の固より之をお保たす斯くては一院制を採りたるお何の異なるおとあらん一院制の弊は悉く之は隨ひ而して兩院制の利お収むるお由ならんのみ好し又斯る奇變の稀お起るとあるへしとするも兩院制を採る眼目の一要點の別種の人民として別種の聚合体を組成せしむるお在り即ち元老院ならん特別の學識經驗純粹貴族族ならん國家分子中の高級を占むる門閥、又雜種貴族院ならん門閥及び學識



經驗といふ如く其代表すべき要素の自ら定まる所あり今衆議院の議員と互に相兼ねしむる如き此殊別代表の精神を喪ひ従て兩院制の佳處利用を没す蓋し英字佛奧諸國を初め兩院制の國皆斯條を存せざるなきの此理由あるか爲あるへし

本條を設くるの理由右の如くあるか故も苟も兩院制の實を失ふとなき以上の合法的撰任より決して貴族院議員とあり若くは衆議院議員となるを妨げざるへし即ち現は二者を兼ねざる以上の一前一後甲を出て乙に入るも亦固より意の儘なるべし要する所の同時を兼攝といふならしむるも在り而して已は何人といふたとい國儲たり皇太子たる親王と雖も決して衆議院議員を兼ねると能はざるや知るべきのみ

去れの本條は第二章第十九條臣民權の一例外となり又第三章第三十三條兩院組織の補遺となり餘論となるものなり

何人たりとも貴族院議員を以て衆議院議員を兼ね若くは衆議院議員を以て貴族院議員を兼ねへからず

第二十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

本條は第一章第五條と互に相表裡を帝國議會の職掌其國家の一機關としてあすべき職務を明ふしたるものなり

斯は法律といふの余輩が篇首に於て釋義を下したる法律より非ず故も憲法の如き勅令の如き行政命令の如きは之を取除け本憲法の各條に於て法律と特稱するものをいひ而きて其性質は第五條第六條及本條を以て明解せる如く帝國議會の協賛を以て天皇の制定し玉ふ一種の法令を指し其規定すべき事項の種目は憲法之を指定せずと雖も第二章の各條其他に見ゆる如く臣民の權利義務に關して永久の制規とあり行政の原則となるべき重要なる規程を與ふるものたるべきや知るへし

法律ハ此の如く重大なる國民行爲の規律あるが故も之を制定するも當り獨り陛下の統治權を存する立法權を以て足れりとせず必ず參與の機關を要するとし而して其の參與の機關も陛下の睿慮と以て進退黜陟することを得る國務大臣及び其の他の官

吏を以て足れりとせず必ず國民を代表し各階級各種族の人民より選舉せしめたる議員を以て構成し衆議を集め群力を宣ふる帝國議會の參與を経べきこと最も立法の本旨を得たるものよして立法國の獨裁國と異なる所も又實に此の一點あるが故に本條の第一章第五條と相待ちて實に大日本帝國憲法の大眼目たるものなり

協賛の字義の余輩已之を述べたり茲に説明を要するに要すの二字なり要すと云ふの國法上の必要を以て法律の効力に因り必ず然らせざる可からざるを謂ひ臣民は固より之を遵守すべく陛下と雖も又聖詔に約束し玉へる如く率由するべき者なり故に此の憲法と廢せざる限に陛下も又法律上の必要に因り必ず帝國議會として法律の制定に參與せしめざるべからず帝國議會の立法に於ては決して彼の樞密院の國務に於けるが如く諮詢せざるも可ありせざるも可なり諮詢せられずとて進んで之を審議するの權なきものと同日の論に非ず天皇の必ず議會の議決を求め議會に必ず天皇の法律案を討議すること法律上の必要を以て其の隨時の聖旨に於て任意の上奏をあたふの義

よ非ざるを示すものなり

又帝國議會といへば固より貴族院衆議院を合併して之をいふものかれの其一のみを以て帝國議會といふべからず故に一院の同意ありしとて本條の必要條件を充足したりといふべからず必ず兩院の一體に承諾するを要するなり

一切法律の名を以て布告する法令は帝國議會即ち貴族院衆議院双方に同意承諾を経ることを必要なりとす

第三十八條兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各自法律案ヲ提出スルコトヲ得

本條の前條に掲げたる帝國議會立法參與權の細目と示したるものよして兩議院の法律制定に於けるに討議 *Deliberation* 起案 *Initiation* の兩權を有するを明したるものなり

討議の可否を審議し利害を陳辨し以て法律案の採否を決するものよて兩議院が斯權

を有するの政府の施設せんと欲する所を對し其果して承諾すべきものなるや否やを評議し陳述し是を是とし非を非として修正せべきの之を修正し排斥すべきの之を排斥する不在り而して兩議院の之をなすの立憲國の法律制定の必要の手續ありとす本條は「兩議院の政府に提出スル法律案ヲ議決シ」とあるの即ち是なり

起案の法律となして布告し執行すべき法令の草案を議定し編製するの謂にして兩議院の國務の施設に必要なりとする意見の斯の如く議定して法律案となすとを得るなり主權を有する議院はいふまでもなく單に立法機關たる君主國の議院も皆斯權を有せざるのなし本條は「各々法律案ヲ提出スル」とあるの即ち是なり而して已に各々といへば貴族院衆議院も各自法律案を議定編製し之を他の一院に廻送し其承諾を得れば之を政府に送り上裁を得れば法律となるなり

本條の特は兩議院に討議起案の兩權を有するを示すのみならず政府に法律起案の權を有するの義を含蓄せり即ち「政府に提出スル法律案」とあるものは是なり政府の必要の立法機關は非すと雖も天皇の命を奉じて國務を審議し施設の方畧を講じ庶政を執行するものかれの時勢の宜を斟み法律を制して之に應ずるの必要を視ると或は議院の上に出つるとあるへしはれ各國の概ね起案權を政府に委したる所以にして決して立法行政兩機關の相侵すを以て目すべからず彼の北米合衆國の立法行政の分立を拘泥して起案權を政府に存留せざりし如きは蓋し政略の宜しきを得たるもの非ざるへし

さて又討議の固より一議員の必ずを得る所を非されども起案も亦決して之を一議員に許與したるものに非ず本條は起案の權を兩議院の各聚合体附與したるものにして各議員の各其院に向て法律の原案を提出し之を議題となすとを得れども決して之と他の一院に廻付して議決を求め又政府に呈供して上裁を乞ふと能はず本條は所謂法律案の皆其院の決議より編製したるものをいふなり

又本條は所謂法律案といふ英國其他にて所謂法律案とは異なり彼の國々にては苟も

議院の承諾を経るを要するもの皆之を法律とあす。雖も我憲法に於ては帝國議會の協賛を要する事項の全部を擧げて之を法律といひ去れり。歳計豫算案の如きは之を法律案となさす。従て本條の原則に彼の各國の如く特例外を設けて歳計案を除くの外一切の法律案を提出するを得といふことを要せざるなり。此事は就きては更み第六章會計の條下之を詳述すべく茲には豫算案の法律案の外なりといふを以て足れりとすべし。

貴族院衆議院は各政府より提出しうる法律案を討論決議し及各自法律案を編製提出するを得。

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス。

本條に議事を繁雜にして國務審議の延滞を來すを防ぐの精神を出て前條に規定したる政府及び兩議院の起案權に對する制限を示したるものあり。

本條の意味は法律案の政府より貴族院より又は衆議院より提出したるを論せず苟も貴族院又は衆議院にて否決したるもの政府も貴族院も衆議院も同會期中は再之を提出するを得すといふ止まる。

否決の法定の手續より排斥せしめんと決定するをいひ其手續は本章第四十六條及第四十七條に規定する如く兩議院とも總議員三分の一以上の出席及び出席議員過半数の同意を要するものなり。

會期といふ本章第四十二條に定むる通常會期及第四十三條に定むる臨時會期を通じて之をいふもの。何れも其會期中は同一の法律案を再度提出せしめざるの義あり。但し臨時會の大抵特別緊急の問題に就き開會すべきもの。其議案の大抵一二止まるべき。故に本條實際の適用の主として通常會を目的としたるとあるべし。

本條の前もいへる如く議事の繁雜は涉り國務の滯滞を來すを虞りて設けたるもの。外ならず法律の一時の便宜を制するの目的を以て之を設くるもの。非すと雖も又

實は時勢の反射おして變遷お從ひ進歩お伴ひて制定し改良し變更し廢止するものなり一旦廢案とあれり其運命茲お一定して未來永劫之を我邦お採用とへうらすと決する筈のものお非すされり時機至れり又之を採るべきと勿論おして一度否決したりとて永久再應の提出を禁するの決して其謂れあるへうらす但し同一會期といへり三ヶ月が標準よて都合おより延長して一倍お至りたりとするも猶半年お過ぎす三ヶ月若くは半年間お時勢の變遷とへき筈お又同一會期中お一二の補欠選舉のいさ知らと大半の改選を行ふ筈なきり故またとひ議決の際如何お出席の都合おりしおもせよ其多數お決したる議案お再び反對の決議お遇ふへしと思ひれす去れり同一會期中お再應の提出を禁したりとて毫も時勢お應して宜しきを制するの道を塞きたりといふへうらす

或いはん果して然らば再應提出したりとて到底同一の議決を得るよ止まるり何人も豫期すへきり故お特お本條の禁令を設けて憲法の一條とするおも及ふましと然れども發議者の熱心の實際中々のものおて現お英國の實例お徴するも急進黨の人々は年々同一の議案を下院お提出したるものたおありまして決議の際出席者の種類およりてり誰々お出席したるからり斯くの否決せざるまじきと遺憾お思ふものもあるへきをや而して豫め斯る規程を定め置く時は一方お於てり發議者熱心の餘お出つる遺憾の爲お議事を繁雜おらしむるとお又一方お於てり斯る遺憾おうらんため漫お欠席するものなき等の利益あるへし

本條お關して起る疑問は其大なるもの二あり其一は天皇の裁可し玉はさる法律案の果して同一會期中お再度の提出をなすを得るや否やの問題なり此問題お就きては孝國伊國の憲法の明文を存し國王の裁可せさる法律案の兩議院の一お於て否決したるものと同じく再提出を許さるるとおなしたり而して天皇の不裁可と議院の否決との輕重と考ふる時の我憲法のお精神も亦孝伊兩國と同一なるへきり如く思ひるれども已お明文を著けさる以上の法律上再提を得るものと視做さるを得ず然れども帝國議

會の天皇に於けると特にお其立法に參與するに過ぎずたとひ法律上の必要に於つるといへ其議決の天皇の立法權を行はせらるゝ参考とあるまで必ず裁可を要求するに得べきに非ず従て天皇の裁可せざる法律案はたとひ再三提出し再三可決するも裁可を得べきに等なく且つ禮意より之をいふも決して臣民國務に參與するの体を得たるものといふへうらす之にお加ふるに法律の効力を生ずるの力ある裁可と法案の成否を定むるに止まる否決とを同一の權衡に置きて之を同一の條中に列するに法文の体例を得たるものに非ざるべきか故にお我憲法の斯事にお就き片言の規程をも與へざるべし

右の憲法の正條のみにお就きて揣摩を下したるに過ぎざれども更にお我立法の精神を尋ぬる時の一言以て此問題にお對する實際適用の解釋をなし待へし何ぞや不裁可の決定は同會期中にお知るとに待されぬあり何をして之をいふ議院法第五章第三十二條にお左の明文おれぬなり

兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラル、モノハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

此法文にして効力を存する以上の兩議院にて可決上奏したる法律案の裁可せらるゝと否との次の會期にお至らされぬ知る由あらざるへしたとひ事實上之を知るとを得るとするも法律上公式上之を知るは次の會期にお至るに非されぬ能はず知ると能はされぬ一旦議決したるものを再議にお附するとのあるべき筈を

さて第二の問題に衆議院解散後召集の議會々期の之を前議會々期と通算して同會期となすべきや否やの疑義なり是れ主として第四十二條及び第四十五條の規程にお關するに故にお其條下にお併論するに可とすと雖も其本條の法意にお關すると大なるを以て茲にお數言と費さるへからず先づ解者の臆斷をいはし通算せざるものといはん衆議院解散後召集したる議會の會期の新にお起算するものといはん何にお由りて之をいふ解散の源因を想像して之をいふなり憲法及び議院法の衆議院解

散の場合も就き一も明文を存せず唯た憲法第七章に解散の天皇之をなすとあるのみ而して天皇の好悪を任せて解散を行ひ玉ふへうらさるる故に議會に憲法違反の討議をなしたる時又の國家の秩序を紊るべき議決をなしたる時若くは天皇に於て衆議院の議決に多數人民眞成の意志を代表せずと認めたる時等も非されは容易に斯大權を行ひ玉ふとあるへうらす各國の例を按ずるに政府に國家の大計に關して必要なりと信する法律案を下付して議院の否決に逢ひたる時猶輿論の果して議院の決する所と同じきや否やを試んため國皇に上奏し裁可を得て解散を乞ふとあり所謂全國中を訴ふるもの Appeal to the Country 是より此の如き解散は政府の議と人民の意とを調和せしむる必要の手段なるべきに故に天皇に於ても大臣の奏議によりては或之を行はせらるゝとあるべし若し斯る場合も其會期を前會期の會期と通して同一のものとする時は前の衆議院に兎も角法律上の權力を以て否決したる議案なればたとひ解散されたりとて其既成の事務即ち議決は決して其効力を失ふへからず從て折角改選

したる新議員を召集するも一旦否決したる彼の議案を本條によりて再提出するに能はざるへしされれば解散も亦益なき結果に立至るべきに故に解散者に此推測により解散の後改選の議員を以て組織したる衆議院に其會期を新規に起算するものと臆斷す然れども此れ固より臆測の基きたる臆斷に過ぎざるに故に天皇に決して此の如き解散を行ひ玉ふす從て通算を避くるの要なきの法意分明ならんべし解散者の説に一朝にして其力を失ひん而して誰に此明解と與ふるものと

右二大疑問の外法律案とい其名目を指すに將に實體を指すに本條の規程に其の全部を纏めたるもののみを限るに將に其中の一部にても再提出を許さるる等の小間目あり而して其實体は同じしければ名の異なるも再提を許さるる又全体も非さるるも苟も否決したる實體の部分に屬するものは同じく再提を許さるるに論するまでもなく本條の法意より演繹し得べきのみ

又澳國憲法の如く本條の規定に付き例外を定め議院に關する規則は此限にわらずと

云へる附加法と設けたるものあり我々憲法に於ての特は其種目を法律案と限りたるに  
 故に尙も法律に屬するもの其の議院の事務に涉ると否とを問はず一切本條の規  
 定に任すべし然れども細則其他議院の自ら規定すべきもの本條の限りならず  
 るや勿論なり

貴族院又の衆議院に於て排斥すへしと議決しある法律案を同一  
 の會期中に兩院も政府も皆再應之を提出するを得ず

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ  
 建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ  
 再ヒ建議スルコトヲ得ス

本條の帝國議會兩院に與へたる第二の職權及び其施行を明したるものにして第一  
 の職權たる立法參與權に次ぎて必要なる建議の權其細目其限度を規定し正前三條  
 と雁行すべきものなり而して立法參與權の規程に於ての三條を別ら建議權に於ての  
 約して之を一條に著したると或の二權輕重の意味もあるへしと雖も主として便宜  
 本きたるものあるへし

凡そ兩議院職掌中の至要あるもの法律案の提出及び議決はあり司法行政その他一  
 切の國務の皆その職權外に屬し之を掌るに別ふ夫々の機關あり然れども立法の一切  
 政務の標準たり本源たるが故に立法權を擔任する兩議院の法律に關し又の其他の  
 政務に付き各其の意見を政府に建議するを得るとすへきの當然の事にして法律  
 の施行をして其精神を誤らざらしめ完全の運用を得しむるに殊に必要なるへし  
 抑も建議の強行の力を有せざるが故に其結果の當局者注意の及ぶる所を補ふに過  
 ぎず然れども一方に於ての立法の機關たる議院の意思を行政部が通し而も他の一方  
 に於ての加ふるに權力を以てして行政官の施爲する所を掣肘するところあり故に本條  
 の大目的の國家の二大機能たる立法行政の調和圓滑を求むるに在りといふべし  
 茲に法律に付き其の意見を建議すると云ふに議決したる法律案を政府に指出すの謂



非ず或の既定の法律に付き其の精神の在る所を注意し又其施設執行の方法等  
 小關し意見と述ぶることなるべし其の他の事件と云ふの敕令其他行政命令及ひ司  
 法等一切の國務并臣民より差出したる請願小對する各議院の意見等と含蓄とるを  
 べし

現行議院法よれば建議は凡て文書を以てし建議の動議は三十人以上の賛成を要す  
 ると其第十一章第五十一條第五十二條小明文あり

さて建議の採否を決するは建議差出の宛て所たる政府小在り政府小建議を採納し若  
 くは採納せざるの恰も天皇小兩院の議定したる法律案を裁可し若くは裁可せざるの  
 如きのみ議院の固より之を強むる能はざるの前小も述ふる如く建議の性質小於て然  
 らざるを得ざるなり

兩議院小建議權を有せしむる必要ありとて之を實行するの頻繁小過ぎ徒小煩雜を招  
 く小於ての豫め之り制限をなさるへからすされば同一の事件を同一の會期中小建  
 議するよ於ての其の弊前條よ於ける否決したる法律案と再應提出すると異なること  
 ありるべし蓋し政府小於て一旦採納せずと定めたる建議の政府小急務小あらずと認  
 めたる者なるへさう故小同會期中小建議するも到底採納せらるることあるへからす  
 之を再びし之を三たびするの徒小事務の煩雜を増とのみ小して毫も利益なきが故小  
 建議權を與ふると共小又其制限を設けたるあるべし而して解散後小關する議會の會  
 期小關する見解の前條小詳述する所の如し

又建議の權の第三十八條よ於ける法律案提出の權小伴ふものよて法律案の提出は建  
 議と粗は同一のものあり去れの其制限小於ても又第三十九條の例小准するを當然と  
 したるなるべし

貴族院衆議院は法律又は其施行方法其他の事件小就き各小其意  
 見を政府小建議するを得へし但し之を採用すると否とは固よ  
 り政府の權内小屬し政府一たひ之を採用せざる時は同一の會期

中再び同一の建議をなすことを得ず

#### 第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

本條ハ帝國議會召集の定度を示したるものなり  
帝國議會ハ立法必要の機關にして之を召集するハ憲法第七條より天皇の大權を存するものなれども或ハ之を召集し或ハ之を召集せざるを全く天皇の意況を任すへからざるハ故ル憲法ハ本條を以て其定度を定めたり

さて議會の要務といへハ第三十八條よりへる如く法律案の起草及び議決あり而して法律ハ毎年之を制定し之を改正するの必要あるべしとも限らずと雖も一國の政務ハ一日萬機あるが故ル歳を虚乏くして立法の必要なきことハ殆ど之ある可からず況や立法事務中の一大要務たる財政法案等ハ於てハ毎年國家の事情を按して之を定めざる可からざるハ於てをや又國家の歳出入豫算案ハ憲法第六十四條より議會の協賛を要するものあるが故ル議會の召集ハ必ず年々之をなさざる可からず而して苟も議院あるの國ハ毎年一回必ず之を召集せざるものならず

毎年召集の首として議院の一大要務たる歳計と討議するの必要を生ずると前も述べたる如し然らば則ち毎年召集する常會の期日は粗は之を推察すると得べし我會計年度の會計法第一條に定めたる如く四月一日ハ始まるハ故ル歳出入豫算ハ其前も議定せざるへからず而して憲法第四十二條ハ常會期を三ヶ月とするの明文あり少くとも四月一日より三ヶ月前も開議せざるへうらと又憲法第七十二條より歳出の決算ハ帝國議會に提出するの規程あり而して會計法及會計規則より毎年十一月三十日を以て前年度の出納事務を完結し十二月卅一日を以て大藏大臣の總決算を終る筈ゆゑ會計検査院の検査報告を得て提出するハ一月又ハ二月頃ハ在るへし即ち二三月ハ常會の開議中なるへきと亦推測し難うらす彼の三ヶ月の常會期に若干の猶豫を見積りて應算すれハ常會の召集は大概十一月中旬より十二月初旬頃までの間ハ在らん又召集の勅諭ハ少くとも集會期日の四十日前も發布すると議院法第一條之を規

定せり

本條の文義は簡潔あれども帝國議會の獨存体は非ざると(一)常置体は非ざると(二)去れどて政府の随意に召集せざると能はざると(三)を包含し實は議會の存立に關する大本の規則たりさて帝國議會の常置を要せざるも政府の毎年の召集をなさざるへうらす然れども内外事情の切迫より實際召集する能はざるとあらん斯る時は立法及び財政の處分をなす變例法の第八條及び第七十條の規程あり猶本條と右二條との關係が就きての解者之を本年五月十日十一日の東京新報紙上より詳論したり就きて參看すへし

帝國議會は毎年召集せらるるへし

第四十二條 帝國議會ハ三ヶ月ヲ以テ會期トシ必要アル場合ニハ  
敕命ヲ以テ延長スルコトアルベシ

本條の前條の規定したる毎年の召集は應じて議事をあす時日の定限と示したるもの

あり

帝國議會の年々之を召集せざる可うらざると前條は述べたる如し然れども立法の事務は行政の事務は異なるが故に決して其の永久に涉り引き續きて其機關と存立するを要せず毎年期日と限りて之を召集し以て毎年度の豫算を議定せしめ以て立法事務を終らしむべし然れども無要の日子を費して議事の冗漫に涉るの亦之を豫防せざる可うらす是は於て憲法の豫め必要の時限を定めたり然れども之を召集するの時期は必ずしも嚴密ある月日と定むるを要せず又この時限とても立法事務の繁閑より加減せざるへうらざるが故に之を延長するの變通法を備へ大抵の標準を計り之を三ヶ月と定め必要ある場合於ての勅命と以て之を延長することとしたり到底嚴密なる時限を定め之を遵守せしむると能はずすれの會期を定むると無用なるに似たれども原則とするの期日なければ議會の或の無用の動議を提出し或の故なくして討議を遷延し以て立法事務の緩慢を來し妄に歲月を浪費するの憂なしとせず

此を以て定則の會期を定め此期滿つれば天皇は直ち閉會を命ずるを得るとし以て之を豫防し之と同時に實際に必要あるの場合に於て之を延長するの例外を設けたるあり議會已に自ら集まると能はざれば又自ら延期する能はざるを當然とすべし是に於ては延長の決り之を勅命を取ることお定めたり而して議員をして自ら討議を遷延せざらしむるおは又勅命を必要とする政略上の理由あり

白耳義瑞西北米合衆國等國會主權の國おては國會が自ら集まるの精神を基き大抵毎年何月第幾の何曜日と定めたるもの多し是れ理論上君主國に適用すべからざるものあるのみならず必ずしも實際に便益ありといふべからず時より之を變更するの必要を生し其度毎に憲法を動かし至るの懼れあり我憲法の注意を加へて明定を避けたるなるへし之を明定せざればとて毎年召集及び開議のと明ある以上の議會の權利を格別の消長あらざるへし

帝國議會の三ヶ月を以て毎年召集する通常會の會期とし期滿つれば閉會するを原則とせ然れども立法財政議事の繁閑により之を延長するの必要ある場合の勅命を以て之を命とせし

#### 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

本條の第四十一條に於ける議院の存立を更に確め常會の外にも召集するにあらざれば且つ法律歳計に參與するに特に常會の間を限らざるを明かしたるものあり

第四十一條の召集は時期定まらざれども其期限の前條に於て三ヶ月と定まりあり之に滿つる時の閉會し又の必要ありて延長するも到底常置の性質を有せざる議會をこれに早晚閉會の沙汰あるへし然るに法律の第三十七條および第六十四條により必ず其協賛を要するに故に閉會の後内憂外患天災地妖の不慮に發せ救済を要するもの起りたる時は之に處する所以ありるべからず是に於てか本條并に第八條第七十條

の規程あり

本條は唯た緊急の必要ある場合とのみ泛説して其法律案たると豫算案たるとを論せ  
 と故に兩者共々適用すべきと勿論なりと雖も此適用の聽容と強行との別あり  
 法律に於ける適用の聽容的として第八條の緊急の必要に由り議會閉會の場合に於て  
 法律に代るべき勅令を發せしめ明定したる法律に決して臨時會を召集するの必要な  
 し然れども臣民の權利義務に關係すると至て大なる法案にして而も其激急を要せざ  
 るものには徐に臨時會を召集して之を諮り以て具体の法律とするを穩當なりとすべし  
 去る亦ても法律に第八條に於ける勅令の法律と効力を同じくするを認めたる以上  
 の決して之を必要といふべからざるなり

豫算案に於ける適用の之に反し必ず臨時會の召集を要す蓋し此緊急處分は第八  
 條の立法規程と雁行するの第七十條に於ても財政上勅令を以て緊急の必要處分と爲  
 すに内外の情形により帝國議會を召集するに能はざる時即ち事急にして召集するの

餘日なく又之のあるも解散の後未だ改撰をあたすの猶豫あらず若くは道路梗塞して聲  
 息通し難き場合等に限るべし故に閉會の後除去すべからざる阻碍ありて召集するに能  
 はざるの致方なければとも其外の必ず臨時會を召集して之に協賛を求めざるべからざる  
 故に憲法に議會の財政參與權に於ける本條の適用の全く強行的なり

扱臨時とは彼の三ヶ月の會期若くは其繼續延長期限の外をいふものにして勅令を以  
 て議會を閉會し又之を停延すると同く臨時會の會期を定むるも亦勅令に依ると勿  
 論なるべし然らずんば議會が獨立自存自ら召集自ら開議すると同一の結果に陥るか  
 ゆゑなり而して豫め之を憲法に明記せざるの議案の性質と召集を要する事情とをよ  
 り始めより之を想定すべからざるべし

又臨時會の機宜を失はざるを目的とするに故に立憲君主國の勿論議院制國にても其  
 召集を君主に一任し共和國にても之を大統領に一任す但し上下兩院議員過半数の要  
 求より之を召集する米國の如きものあり我憲法第七條に召集の大權を以て終始天

皇に存留せるを原則とし此原則に對する例外あらず本條の召集も勅命よると論を待たざるあり

將た本條單に臨時會の召集といふも前二條の如く帝國議會を指すと明かして決して其一院を召集するの謂ひ非ず議院主權の國ひては兩院統治權の分割より去て特一院のみを召集する場合なしとせされども立憲君主國ひて決して斯る例規を設けたるものあるを聞かず

毎年通常會を終りて帝國議會の閉會に居る中、臨時緊急の出來事ありて立法又は財政の要務を生じ議會の協賛を必要とする時は天皇の臨時議會を召集すべし

臨時會の期限は憲法之を豫定せず其時々勅命によりて之を定む  
 第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

本條の帝國議會の存立を完全からしめ本章の冒頭を置きたる第三十三條の原則を實際に明かしたるものなり

帝國議會の兩院の車の兩輪の如く鳥の兩翼の如く相待ちて一体を完成せるものにして決して其一院を以て協賛の必要を充足すべきは非ず故に之を開き之と閉ぢ及び通常會期を延長し又會議を中止するの兩院同時に行はざる可からず然らざれば立法財政の議權の一院の偏有を歸し帝國議會の兩院より成立する成規を違ふべし而して衆議院の眞の撰擧者の輿論を代表せずと認められたる時解散を命ぜらるゝとあるべきが故に衆議院空虛あるときは貴族院のみ獨り事務を執る可からず然れども貴族院は皇族華族其の他世襲又の終身の議員を以て其の大半を組織し而して其本旨一般の輿論を代表するものあらざるが故に固より解散すべきもの非ずされば衆

議院解散を命ぜられたる場合より貴族院の衆議院が再び召集せらるゝまで其の議事を中止し以て兩院の併行と議會存立の完全とを求むることと定められたり  
 開會閉會延長停會解散の皆天皇の大權に屬し勅命を以て之を爲すものなれども本條の斯大權の施行を明し兩院同時之を行ふこととしたれど其の一院より下せる勅命の違憲のものとして効力あるへうらす又其院之を奉して他院の開閉停延如何に頓着せず議事を開き議決をかしたるとするも是れ亦違憲の所爲にして其議決の効力あるとなし

國會主權と有し其一院特別の職權を有する國を除きては各國概ね本條と同一の規程を設けたり是れ獨り二院制の二院制たる制度上の完全を保つためのみならず政府が己れと意見を同しくする一院のみを利用し以て専私と營むを豫防する政界上の理由より出でたるものにして我憲法は本條を設けたる理由中にも亦之を包含するとなるへし

我議院法第五條より兩院議員を貴族院と會合せしめ開院式を行ふとあり其第三十六條より閉會の兩議院合同會より於て之を舉行すとあり而して第三十四條より衆議院の解散より貴族院の停會を命じたる場合の議院停會の最長期限たる十五日を超過するも致方なき旨と示したり皆本條の細則として觀るへし

帝國議會を開會と閉會と常會期を延長し及び停會するは之を組織する貴族院衆議院同時に之を行ふ

衆議院の解散を命ぜられたる時の其改選を経て再び召集せらるゝまで貴族院は停會せらるへし

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

本條の衆議院解散後の改選再召集を規定したるものなり

解散の第七條の下に註したる如く一旦議員全數の任を解きて改めて新議員を撰出せ

しむるの謂よてこれハ定期の解散と臨時の解散とあり定期の解散ハ議員の任期満  
つるガ爲に起るものナリ故ハ必ず會期の終リハ於てするを常とすること亦已メ之  
を説きたりされバ此定期解散ハ一般の撰舉ハより補充するを以て別ハ規定を要する  
ことナシト雖も臨時解散ハ豫定の補續法ハらさるガ故ハ別ハ規定を要す乃チ本條ハ  
所謂解散ハ特ハ臨時の解散ト指したるものナリ

天皇ハ憲法第七條ハ依リ衆議院解散の權を有し玉ふこと明なれども如何なる場合ニ  
之を行ハせらる、ヤハ明文の規程ハらす然れども衆議院の性質より之を考ふるとき  
ハ到底撰舉人信任の存否ハ疑ハあるときハ限局すヘシ蓋シ議員ガ其職ハ在るハ撰舉人  
の信任あるヲ爲フして信任一たび失ヘハたとヒ法律上資格を存すと雖も宜しく其職  
ハ居らしむヘラサ故ハ統治權を綜攬する天皇ニして衆議院果して國民の信任を失  
ふと疑ヒ玉ふときハ新ハ議員ト撰舉セシメ以て民心を試給ふナリ

さて斯信任の存否を疑フ場合ハ二種あり甲ハ直接ハ撰舉ハ付き疑ヒある時ニして即  
チ黨派の競争猛烈なるより種々の手段を以て撰舉人の意志を攪擾シ公然、撰舉法の  
條ハ違背したりとハハあらねど其結果ハ決して正當の代表者を得たりと思惟すヘ  
ウラさるハ陥りたる時又ハ時日の経過より撰舉人の良心を回復シ若クハ前ニ此の  
意見ト抱けりと思料して撰舉したるものウ後ハ彼の意見を懐くものなることト發見  
シ又ハ歲月を過くる間ニ新説起リて撰舉人の意志一變したる時の如キ議員ハ固より  
法律上一々撰舉人の意志を問フの義務ハらさるか故ハ撰舉人と被選議員との間ニ起  
る異議ハ解散ハ由るハ非されハ調停するの道ナシさて如何ハして信任存否の疑惑を  
大概ハ判定するを得るウといハバ院外多數の輿論カ嚆々として院中多數の議員ハ反  
抗するを以て之ト知るを得べきのみ

又乙種の解散ハ某の事件を整理シ國家各種機關の相呼應して圓滑ハ運行すると求む  
るより行ふハのハ例ヘハ兩院の間ハ確執を生じたる時、行政府ト軋轢すること甚  
しき時、又ハ院中黨派區々ハ涉リ過半数の同意を得て議決する議案少キ時、及び政



府の國家公共の幸福の爲、欠くへうらずと思念し全力と尽して構成し支持する議案を議院に否決し而も院外多数の人民に其通過を望むの情ある時等結果の悪しきか爲めに原因を溯りて之を改めんとし直ち之を議員が代表する國民に問ふ Appeal to the Country の場合はなり

解散といふときは人民参政の權利を蔑如するの嫌ひなきも非ずと雖も其補續の又人民の撰擧よりて之をあすことあれば結局議院の大掃除となすも異ならず決して天皇又は政府に營私の媒となることあらざるべし若し政府にして其私をなさんる爲に解散し従て改選を方りての自黨のみを擧げしめんと務むるも於て國民の意志全く政府に屬せざるときは其反動の無論議員の再選を終るべければ去れば解散の大掃除的効用を興へ其危害を除くものは其改選召集の明定あるを爲なると知るべしされば衆議院の解散を命せらるゝの大抵議事開始後の模様より起るとあるへく多く立法事務の全く終らざる時を限るべし故に衆議院議員の改撰、時日を遷延するも於

ては其立法事務も亦遷延するの懼れあり又假令其議案の直に議決するの必要なまともるも臨時緊急の必要ありて臨時會を召集する場合なしといふべうらず然るも衆議院にして成立ち居らざれば勿論之を開くこと能はざるべし若し又此緊急の必要ある場合も於て改撰のこと行はれざるが爲に常會又は臨時會を開くこと能はざるも於ては天皇の憲法第八條第七十條に依り勅令を以て法律に代ふるの規定若くは議院の協賛を要する財政處分をなさざるべし是れ立憲國立法の体面を得ざるのみならず其人民の權利に關すること實に甚小ならざるなり

右等の如き不都合あるが故に憲法の議院の再び召集せらるゝ期限を定めたり即ち解散の日より五ヶ月以内の新議員を召集し新衆議院を組織すること定められたり此五ヶ月を就ては其標準を知るべうらと各國の憲法を按ずるも或は特選の期月のみを定めたるものあり或は召集の期日のみを定めたるものあり又兩者を定めたるものあり各々一様ならず即ち英國にては三十五日間は必ず撰擧をなし澳地利にては六

ヶ月間之を行ふこと、かし白耳義に於ては四十日間之を行ひ二ヶ月間も召集となし獨掌に於ては六十日間も改選を行ひ九十日間も召集と、かし佛に於ては二ヶ月間も選舉を、かし後十日以内も召集をなし瑞典に於ては改選の期日を定めず召集の期限を三ヶ月と定めたり而して我憲法の撰擧の期を定めず其召集を五ヶ月以内としたり參與の必要よりいふと、その召集たる確定しおれの撰擧に必ずしも定むるを要せず而して解者の記憶する所よては五ヶ月の蓋し他の國に類少き長期なれの交通の便利發達せる實際の施用の大抵二三月内も在ることならんと信す

他國よては貴族院をも解散したる例(李英等)あきおのあらねと甚た稀なり我邦の貴族院の雜種のものなるに上純然たる貴族中も撰擧就任のものあれども皇族の如き終身議員の如き解散すべきものも非ず又貴族及び大額納税者の代表者の狹隘ある階級中より撰ひたるものなれば解散の結果の多く再撰に終るべく從て徒手數を煩すのみあるへし是れ解散を衆議院に限りたる所以かれども衆議院解散の場合も政府

の獨り貴族院と事を議するに如きは我帝國議會成立の本旨も非ず是も於ては前條の如く再召集まで停會するとは定められたるなるべし

議員の改選に勅命を以てするに惟た天皇のみ解散の大權を有し玉ふか故にして此勅命は解散と共に下さるるへうらさること本條の骨髓たり故に若し天皇おして之を下さず又は五ヶ月を過ぎて召集をなさるときの違憲の所爲たるを免れず輔弼の國務大臣の憲法第五十五條より其責を辭する能はざるべし

又斯く改選せられたる衆議院の全く新に其組織を始むるものおして議員の任期も新にお始まり常會臨時會も論なく其會期の新規も算へ始むることなりこの會期起算の問題にお付きては解者の第三十九條の下に自説と詳述したり就きて參看をべし

解散の度數の制限なきに故に幾度も之をなすの嫌あるへしと雖も短き時日の中にお撰擧人の意志が幾度も變ずへき筈なきに故に到底再選の結果も終らん去れの瑞典憲法の如き解散再召集の後四ヶ月以内にお再び解散するを得すと明定したれども實際

斯の如く再三解散と行ひたる事例のあらず

衆議院の解散を命せられ議員一同任を解きたる場合は勅命を以て議員を新選せしめ之を召集すべし而して其召集の解散の日より遅くも五ヶ月内之をなすべし

#### 第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非

サレハ議事ヲ開キ議決ヲナスコトヲ得ス

本條の議院の開議に必要なる人員の定率を示したるものあり

兩議院の總べて幾百人の大數を以て之を組織するが故に疾病事故等種々の故障に依り常に議員悉皆の出席を望むこと能はず而して議員箇々の權利よりいふ時の自ら之と抛棄して顧ざるものかれり敢て欠席者の意見を問ふを要せざると勿論ありと雖も元來立法財政の議會の協賛を要するの國中各種族の臣民を代表する多數議員の所見と叩き利害と諮ふものかれり特ふ其一部分出席したるが爲に議事を開くは於ての大

に此機關を要する本旨に背くの嫌あり是を於ては各國其中を裁し議員が事務を行ふを得るに必要なる出席人員の最少制限を示せり即ち *Quorum* 是なり

今各國の憲法を按ずるに佛國の如き丁抹の如き伊太利の如き西班牙の如き瑞西の如き北米合衆國の如き李國衆議院の如き議員總數の過半數を以て定率となし又英國に於ては上院の定率なく下院は四十人の出席を必要とす我憲法の總員三分の一を以て兩議院の各々議事を開き議決をなすことを得るの定率とせしたるが故に現行法によりて衆議院の百人以上貴族院の未だ定數あらずと雖も同じく總員三分一以上出席するに非されり討議を開くこと能はず之を開きて議決したる所あるを到底違憲の議決にして無効に歸すべきのみ

本條に所謂總議員といひ其日現在の實數を指すに非ず法律上の定數を指すものにして退職又の死亡したるもの許多ありて補闕員未だ選定せられざるが爲に實際現任議員の總數の百人を過ぎすといふも法定總員に對して三分一の定率を保てる以上の開議

々決をなすことを得ること勿論なるべし是れ退職死亡の議院全体に伴生する事情に非ず全く一人一箇に存する事情なれば疾病と同しく欠席の一事故と視做すを得べし  
 限る所も亦斯に止めたるあるべし

又本條の全く開議に關する定率にして議會の成立を告げ議長の撰擧を命じ開會を宣する所の毫も關係あるべからず蓋し議會の要務の主として討論議決に在り故に其制限する所も亦斯に止めたるあるべし

本條の例外の第七十三條に於ける憲法改正の議事を存す此場合に於ては總員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ざること同條の規定する所にして更に其條下の詳説すべし

貴族院及び衆議院は各々總議員の定數三分の一以上出席者あらざる時に議事を開き議決をなすことを得す

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキ

ハ議長ノ決スル所ニ依ル

開議に必要ある出席員の定率に前條之を示せり本條の全院の決議として効力を有する議決をなすに必要なる賛同員の定率を示すものなり

議會の目的の多數人の思想と集め互ひ之を交換し以て其可否を叩き其の是非得失を審定するに在れども人心の異なること各々其の面の如くなるる故に一事一物に於ての見解も多數人皆一轍に出づるを期すべからず理非も二致なしとの空論の沙汰も事實の問題の人々の見様より見る方角より決して萬心歸一を望むべからずされば全院の一致を待ちて事を決するに實際に於て決まておし得可からず而も全數に非ずとも責めて多數人の意見を取りて之を決すること議事の主旨に適ふものといふべし然れども比較的多數を準とするに於ては議論三派以上に分れたる時例への甲說四十八人乙說三十五人丙說三十人といふか如き場合に四十人の甲說を以て乙丙六十五人の多數と壓するの嫌あり是れ於て各國の制度理論實驗を併考へ何れも過半數を

以て其標準としたり

我憲法も亦過半數を是認して有効議決の標準となせり即ち出席議員二百人あれば百一人以上の同意を要し百五十人なれば七十六人以上の同意を要す而して前條より開議に定員總數の三分之一を要すといへり一院の議決として有効なる決議をなさんば少くとも其院定員總數六分の一より多き議員の賛同を要し即ち衆議院ならん少くとも五十一人以上同意せざれば同院の議決といふことを得ざるなり而して過半數の率に其議決の時出席せる總員を對して之をいふものも其案を對する討論開始の際も出席したる總員中熱心な一方の主張者たりしもの欠席するとも決して頓着なきものとす

又本條も過半數とあるの議長を除き他の出席議員總數を對していふなるへし去れり前の原則は二個の例外を生ず

其一の可否同數なる時即ち出席議員百人中五十人の原案を賛成し五十人の之を反對する場合は議長之を決することは是より過半數を非ざる故右の原則の外れたれども議長は元來議員の一員ある故に議案を付き意見を有し又之を對する發言權を有すること勿論なり即ち議長をして若し議席に在りしならん其一方を賛成すべきり故に議長を加へて過半數とするの決して原則の本旨を違ふといふべからず我憲法も明か此例外を認めたるも想ふ所斯理由に依ることあるべし此議長の斷定票の名けて Casting Vote としふ此斷定票の一議案をして或は死せしめ或は活かしむるか故に一種靈妙の勢力を有するか如く思ふものもあるへけれど深く考察し來れば全く一個議員の投票と同數相對する一方を加はる爲、其一方が過半數とあるも過さざるのみ去れり斯例の場合も於て本來同數の可否兩説なれども議長可説なれば可説過半數となりて之を決し議長否説なれば否説過半數となりて又之を決するまでなり

斯例外の理論上の反對あり從て實際に之を採用せざる邦あり理論家の言ふ所も據れば議院の意思の集合の一体として之を視る時、必ず單一を出てざるべからず今其

一半可説を唱へ他の一半否説を唱ふる時は是れ合して單一の意思となる前互に相乗除し差引するものにして其結果は無き歸せんのみ零に歸せんのみと此理論を根據として議長は斷定票權を與へず可否同數の議案は一切消滅するものとしたるもの佛國あり李國あり白耳義あり英國貴族院の貴族出身の議長に限りて此權を與へたり實際の事情又の慣行より來りたるもの必要しも論せざれども彼の理論の如き議長を以て全く議院の外に獨立し議案に對する思想言論の自由を制遏されたるものと視做しての論よして議長を議員より擇ぶの事實を遺忘せるものなり或の説をなして曰ん議長の議員より擇られたるものなれども其職掌議員發言の順序を決し其時間を調整し討議の盡きたるや否やを認定して議決に掛る等各種の意見に對して偏頗なく發表の自由を與へ平等に其言のいと欲する所を終へしむるに在り若し一己の私見を挾むを許さず自己の加擔する方々餘計の便益を與へ之に特別な勢力を與ふるとおしとせず是れ議長に決議の投票を與ふを得ざる所以なりと然れども我議會の如き貴族

院の議長は國中貴族の魁首たる天皇の撰任より出て衆議院の議長は同しく勅任に係れども議員中より互選したる三人の候補者を取るとおれの公平の點に信任の一事を以て満足すべし安を爲す思想言論の自由を奪ふべけんや

第二の例外の前條の例外と同じく憲法第七十三條に存す即ち憲法改正の議員の出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば議決をせずとあるものは是れ猶其條下に細論すべし

採決議をせず方り可否を判つの方法種々あり或の起立せしめ或の投票せしめて之を數へ或の可否の語を大呼せしめ其聲の大小により可否孰れに多數なるを決し或の議員を分ちて各々別路より出入せしめて之を算する等各國各様なり我邦にては何れの方を取らんや

又凡そ議員が出席したる以上の必要可否の數より加はり何れに一方へ附かざるべからずと定めたるもの英國及び北米合衆國の如きあり我憲法に此の如き規程なき故

議員の可も非す否も非ざる第三説を抱き票決に際し何れの一方も加はらざるを得べきなり

又議長の話は始めて本條に現れたるものなるが其任命職掌等の貴族院令第十一條及び議院法第三條并第二章の各條に就きて見るべし

貴族院衆議院の議事は何れも出席議員半數以上の賛同を得て始めて有効の議決とあることを得、若し可といふものと否といふものと其數相同じき時は議長の見解を以て兩様の中一方に決す

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

本條の議院の議事を公明にして公衆の傍聴を許すべき原則及び其例外を示したるものなり

公開の理由の一として足らず(第二)議員の言動の公衆の耳目に觸るるが爲に常は戒慎し勤勉すべし乃ち議員を以て輿論の監視に附するの利あり(第一)撰擧者の己れに信任したる議員の果して職に堪ふるや否やを知るの利あり(第三)上下の情を通じ被治者の立法者の意存を知り妄濫の建議請願をなさざるの利あり(第四)撰擧者撰擧するに就きての注意を興ふるの利あり(第五)議員をして其才能操守を公衆に知らしめ因りて以て自ら勉めしむるの利あり(第六)公衆の注意通告を受けて議員の知識を補ふの利あり(第七)一切の猜疑を絶ち政府と議會との合同より又ハ其黨某派の聯合より若くは有力なる一私人の請托により營私の議決をなすり如き怪事を避け怪報を起さしめざるの利あり

之の反對とするもの又多數人民の槩に無知にして輿論監視の特許に足らざると(一)其惡結果は議員をして徒ら世に媚ひ俗に諂ひしむるに至ると(二)議員をして公衆の怨恨を買ひしむるに至ると(三)議員をして一場の喝采を博するの愉快に耽らしめ沈着な立法事務を行ふの精神を忘れしむると(四)君主國に於ては議員君主を憚りて直言

せざるに至ると等を擧げて抗辯すれども之を公開の利益に比すれば其利の其害を掩ふて餘りあるの縷述を待たず又前も述べたる如き理由により公開を必要とするは是れ議院を信任せず從て撰擧人を信用せざるも起るものならずやと論するものあり誠然り完備の法の不信任より生ず苟も悉く信任を措くは憲法條項の大半の無用を屬せんのみ

我憲法の兩議院の議事を公開すると定めたり此公開といふ普く人民の傍聴を許すの義にして之を擴充する時の動議の筆記賛成反對の人名辯論投票の數等一切議事の報告を公刊することを含蓄すと認むべし好し議院の自ら之を公告するの義務あらすとするも人民例への新聞記者の如きものが之を筆記して世に公するの勿論禁せらるゝとありるべし

さて憲法已に公開と明定したる以上の我人民の傍聴權を得たるものにして議場の廣狹規律の許す限りの傍聴勝手たるへし蓋し佛國憲法の之を明示して人民の傍聴權を

認められたるも英國にては明文の規程なき故に人民の傍聴權を有せず習慣上議員の紹介を以て入場の切符を得、始めて入場するを得るのみ李國の如きは公開を許すと共におも議員の紹介を以て入場すべきこと定めたり我邦にては憲法議院法共におも傍聴規程なき故に憲法第五十一條より議院の自ら之を制定するとなるへし

抑も公開を以て原則とすへき理由及び各國制度の實際の前も述べたるごとし然れども此原則の絶對的におも應用すべきもの非と議院の法律案豫算案を議するの外又上奏建議に關する案を議するにあり故におも万機の政務中秘密と要すると及び一個人の毀譽に涉り公共の道義を害し若くは奸商の投機を促すの權れあり如きとも亦必ず議院の討議ありるとなしとせず例への内乱外寇に對する防禦費と議するり如き外交に關する問題の如き劾奏に關する討論の如き時より公開の爲におも議決の効力を一空し或は不良の結果を生ずるとおしとせず彼の獨立戰爭の際合衆國會が議事録と公おせず一切の議決皆全會一致を以て決したるものと披露したるり如き全く止むを



得ざるよ出てたるものにて本條の原則も實に例外を設けざる可からざるあり然れども某の事項といひて之を限る時の左支右吾の弊を生ずることあり公開するも妨げなきに公開せず秘密とするの要あるときは秘密とするに能はざる等種々の差支あるべきに故に我憲法の事項を以て豫め之を規定せず之を其時々之の認視に任せ而して其認視の權を政府及び議院に與へ一は政府より要求したる時二は其院にて秘密とすへしと決議したる時は限り公開の原則を破り傍聽を禁ずることとなしたり

議院法第七章の秘密會議に關する條款を掲げて曰く

第三十七條 各議院の會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

- 一 議決又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ
- 二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ

傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用弗スシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

第二十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

兩議院各其院の決議および公開を停むるの手續の分明なれども政府の要求により秘密會議とせる不就して更に細則ありるべからず而して如何ある官吏之を參決し如何ある方法により之を要求する等の條規の勅令を以て定めらるへしと雖も本條及び議院法第三十七條の旨趣果して兩議院に負ひしむるは政府の要求に應せざるべからざる義務を以てしたるものなるや否や分明ならんと其「秘密會議」ト爲スコトヲ得「及び」公開ヲ停ムルコトヲ得」とありて得といふ動詞を支配する主体名詞の共會會議の二字なるを觀れば法律の文義全く其決定權を議院に與へたりとも見えす又勿論政府に與へたりとも解すべからず此二條の政府と議院とに對して平等に遵守すべきを示したる條規あるに如し然れども議院の決議といへば他に協議する所なく之を執行するを得べきと判然たるも政府の要求といへば別は應諾の機關を要すると亦推測すべく從て政府より之を要求したりとて議院に必ず之に應諾するや否や豫知すべからず

「爲スコトナ得」と「爲スベシ」とい混一すべからざる故に政府之と要求して議院之  
 お應したる時お限り秘密會とあすとあるべし憾むらくは議院より政府の要求を拒みた  
 るの場合お處する規程なきと蓋し議院に判然たる決定權を與ふる若くは政府の  
 要求を拒む能はざる義務を付する將た此問題お付き二者間お紛争を生したる時の  
 規程を設くるる苟も法文の明ならんと欲せば三者必と其一に居らざるべからざる  
 なり

抑も公開を停むると別お事項を定めず場合を限らす惟た議院の決議と政府の要求  
 とお限りたるか故に苟も此二者の一より傍聽を禁ずると定まりたりとせんか議  
 事の開始と半途とを論せず乙議院お於て議する問題の會て甲議院お於て公開議事お  
 附したるものあると否とを問はずして之を決行すへしされは又右一箇の條件およる  
 となき以上は其會て甲議院より秘密會を以て討議したる事柄なりとも乙議院より必すし  
 る之と同じく公開を停止するの必要なきと勿論なり

又秘密會議の刊行を許さるる精神と擴充すれば之に預りたる議員各箇と政府委員と  
 の此機密を保つての責あるべし即ち政府委員は服務紀律より官府の機密と同じく之  
 を漏洩せず議員の各院定むる所の紀律により又同様の注意をなさるべからざるへ  
 し然らすんは秘密會議の秘密會議たる所以一朝にして亡失せんのみ  
 更お注意をへさる本條お止むを得ざるの例外、例外の例外ともいふべき場合ありて  
 議院法より之を認めたるものあると是なり即ち議院法第三十八條の規程おして若し嚴  
 密に憲法の文字を墨守せんり秘密會議の發議お對する會議も亦政府の要求又け議院  
 の決議を待ちて之を秘密おすべきあり然れども斯くては秘密の秘密たる所以を失ふ  
 へきり故に發議と共に傍聽人を斥け直ち可否と決するるとい定められたり幸國の  
 如きは之と憲法の正條お明記したるも我憲法の之を議院法お譲りたるり故に卒然と  
 して之を覗れは議院法を以て憲法を制限したるの姿おさ非ずされは公開を停むと  
 通言せしめて傍聽人を退去せしめと特書したるなるへし

將た又本條は兩議院の會議とあるの議院を議院全体としての會議のみを指すものとして委員會等の含蓄せざるものなり全院委員會の傍聽を許せども常任委員會特別委員會の議員の外傍聽を禁し委員會の議決よりての議員の傍聽をも禁ずると我議院法第二十二條第二十三條の明定する所にして兩院協議會も亦傍聽を許さると同法第五十八條の規定する所あり

去れば此等の會議は傍聽を禁するの決して憲法本條の例外たるもの非と本條は所謂會議と性質を異あするものにして全く本條範圍の外に在るものと視做さるへからず從て其議事録の如きも公刊を妨げざるへく又委員其人も特別の規約あらざる限り強めて機密を保つを要せざるとあるへし

貴族院衆議院の會議は一般の傍聽を許し議事の公刊を許す但し政府之を要求し又は議院自ら之を決議したる時の公開を差止め秘密會とするを得べし

#### 第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

本條の議院は必要參與權の外、直ち其意見を天皇に奏聞するを得る聽容權を有すると示したるものあり

議院の自ら法律案を提出するの權あり又政府に建議するの權あり而して一切の法律の總て其協賛を経るを要すれども其法律たる天皇の裁可を経されは法律たる効力を得ると能はず況や行政其他政府の專職に屬するものをや又況や政府の官吏の常々天皇に左右し親しく其説を進め献替規畫するを得、樞密院の顧問官に又親しく天皇に咫尺して事を奏し議を献ずるを得るふ於てをや立法必要の參與機關たる議院にして獨り直接な事を奏するの道なくんば聰明も亦片聞きの累を蒙るとかしとせず立法院豈政府に建議するのみを以て悉く下情を達するといはん天皇亦輔弼の大臣のみよりて全く之を明かすといはんや是も於てか上奏の權を兩議院に許容したり英の如きの慣例により議員各個皆親しく君主に奏聞するの權を有すれども我憲法の

特にお之を議院の集合体のみに附與し乃ち兩院を兩個人として之を許したり去れば上奏をささんおは第一お各議院合同の意思なかるへうらと是お於てり討議を盡し議決とあし奏聞すへき事を定めたる以上お非されは上奏の事成立たざるなり又上奏の方法お付きてと議院法第十一章第五十一條お

各議院上奏せんとスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得

とあり而して上奏の動議の建議の動議と同じく三十人以上の賛成あるお非されの議題となら能はざると其第五十二條の明定する所なり

さて本條の利用の概して下情を達するお止まれども上奏より情を達するお一致あり一は禮式的にして慶吊の意を表するもの一は政治的おして特に天皇の大權お存する事件の處分お付き希望を表するもの是なり而して議院の性質上實は欠く可うらざるの國家の不幸より輔弼の大臣參謀の將帥諮詢お應ずるの顧問其人を得ず天皇の

大權を行ひ玉ふお獻替賛襄の宜しさを得ざる時お在り平時おありては政務お付き意見あれば之を政府お建議すると以て足りんとすへし然れども政府の樞機を握る國務大臣にして輔弼の任を全くせざるとあるお於てり直接お天皇にお上奏するの必要、國民を代表する議院の意志を達するよりいふも又天皇大權の施用をして肯綮を得しむるよりいふも共欠くへうらざるあり幸國は之を白耳義を學ひ白耳義の之を英國お學ひて制置したる彼の大臣彈劾の條款の如き今日國法學の原理より考ふる時の法律協賛を主とする立法機關をして非違檢察と任とする行政官を兼掌せしむる姿あり夫れ國家の各種の機關あり又之を結合する主權体あり結合の主權体お非ざる機關お一個の職掌を有しおから他も專掌の機關ある事務お立入るお是れ機關別置の要を沒するものおして決して國家組織の本旨を得たるものお非ず彼の英國の如き白國の如き議院政治國若くは米佛等の共和國お於てり國會か主權体なれり諸種機關の最上官能を綜攝して其二院を檢檢官とし他の一院を裁判官とするも亦可ならん立憲君主國

お於ての決して之お做ふへうらそ去れいとして議院が天皇よ對し人民よ對し充全よ職分を盡さんよの又國家の不幸を坐視すへうらす故よ茲よ言路を開き上奏を許し行政的彈劾をいなきるも獻替的劾奏をいなきると得るの道と得しめたるあるへし

貴族院衆議院は諸般の國務に關する各院の意見及び其他渾て全院の意思を天皇よ奏聞するを得

### 第五十一條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

本條は聽容權の一として臣民より請願を受くるの權を兩院お與へたるものなり

日本臣民の相當の敬禮規程を守り請願をなすとを得へき憲法第三十條の明言する所なり而して請願を受理するの官衙の或の審判を下して救済を與へ或の恩典を授けて撫卹を行ふ等其門戶種々あれども人民一般を代表して立法お參與する議院が亦之を受くへきと一にハ行政府よ對して下情を通ずるの媒介として二ハハ立法の材料を得て疾苦を救ふの端緒として誠お欠くへうらざるものなり去れい下、臣民より呈出

する請願を受くるの權の上、天皇よ上奏し政府よ建議するの權と併行ハれて始めて其實功を擧ぐるを得へし是れ本條の規定ある所以なり

さて各國の憲法も皆斯受願權を議院よ與へ殊お英國の如きハ臣民の議院お請願するもの實よ多く會社の創立營業の認許等まで議院お請願するの例あり然れども各國人民の普通議院お差出す請願の撰擧權の擴張及び不便ある法律の廢止等専ら立法の材料たるもの多く而して一己人ハ行政府の處分およりて損害を受け裁判およりて救済を得難き場合等之お次ぐ又方法お付きてハ各國概ね制限を憲法よ設け必よ哀願の式およると必ず議員の紹介によると等ハ大抵明文を存せざるおし是れ佛國革命の時の如く人民の暴力を以て議院に逼り己れお使なる法案を強授して議せしめたる等の惡弊お懲り破落戸流の亂民をして立法府を蹂躪せしめざるの遠慮お出でたるものおて佛國白耳義の如き民主國も亦之を設備したり

我憲法の毫も制限を立てず唯た臣民よ之を呈出するの權あり議院お之を受理する

の權ありといふも止まり而て議院が之を受くる方り必要ある實體形式の制限の之を議院法に譲り議院法第十三章の實より規程を與ふるものあり即ち實體は於ての憲法の變更に關するもの司法及行政裁判に于預するものを受くるを得ず形式は於ての議員の紹介に依らざるもの法人に非ずして總代の名義を以てするもの哀願の体式を用ゐず不敬侮辱の語を用ゐるものを受くるを得ざるとしたり今同章請願規定の全文を抄録すると左の如し

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム  
請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ毎週一回議院ニ報告スヘシ

請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其請願事件ヲ會議ニ付スヘシ

第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス  
第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ体式ヲ用ウヘシ若請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ体式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キルモノハ議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

受けたる後の處置方法及び兩院互ニ干預するとかく獨立受理をなすとの右の諸條  
と以て明かりとしふべし

貴族院衆議院は各々臣民より差出す請願書と受理することを得  
べし

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ  
整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

本條は議院自治の原則を示したるものなり

兩議院の職掌權限及び其施行手續ハ憲法の本條各條及び議院法ハ於て之を規定せり  
と雖も兩議院ハ完全ハ其職掌權限を行ふハハ決して此等規定のみを以て充分なりと  
するに能ハズ例ハ日程及び發言の順序、動議の法式、委員會報告の方法、謝罪の形

式其他議事懲罰の細則ハして議場の秩序を保持し議院内部の整理をなすハ必要の規  
程ハかるヘからず從て又其規程を與ふる主体なりルヘからず是ハ於て本條の規定  
あり

さて議院ハ行政司法の干渉を離れて單純なる立法事務ハ參與する必要機關ナレハ他  
の國家機關と衝突せず又天皇の大權臣民の權利ハ牴觸せざる限り其獨立自治を許さ  
るヘうらと故ハ憲法議院法ハ於て其外ハ對する規程を與へ其專擅妄濫を防ぐの條  
款を設けたる以上の其他ハ一切自治ハ任するを善とすヘし自治といハ自ら其内を整理  
するの謂あり

去レハ議院の自治ハ猶市町村の自治の如ク國家の與ヘたる憲法の範圍ハ於て之を爲  
すものハして自ら法制と立て又之を執行するを得れども其立法行政ハ特ハ内部の整  
理ハ止まり決して又憲法議院法の境域より逸出すヘからず去レハ万一其設くる所の  
規程議院外ハ交渉するにあれば是れ違憲たるを免れざるヘク又全く院内の事ハ關す

るものあり其間接に他の國務と關係あるり爲る憲法及び議院法に已に規定を與へ  
 あるもの(例へば)動議の議題となるに必要ある賛成人員の定制の如し)に違背せる規  
 則を作るに亦違憲たるを免れざるへは  
 本條に於ける「外」の文字に頗る解し難しと雖も決してより獨立してとり、頓着せ  
 すといふの義より非ざるべくを補はん、爲の義あるべしと臆斷を然らざれば論理上  
 議院の自治を以て國家の權力を侵すに至るへけられんあり  
 又本條の規則に兩院獨自の規定を任せ互に相交渉せざるを本條の一要旨なり  
 貴族院衆議院に此の憲法の各條并に議院法の各條に定めたる規  
 程の外各院其内部の秩序を維持し事務を整理するに必要なる規  
 則を設くるを得べし

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ

付キ院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説

刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律

ニ依リ處分セラレベシ

第三十三條より前條までの議院の集合体に関する規程にして本條と次條と同一箇議

員に關する規程なり

本條の憲法第二十九條に於ける言論自由の一特例として又議院の職掌を盡さしめん  
 ため必要の擔保を與へたるものあり

憲法第二十九條の旨意を依れば日本の臣民の法律の圍内にお於て言論の自由を有す  
 るものなれば公安風俗誹毀侮辱に關する刑法の各條演説出版に關する諸條例等の規  
 定したる箇條に嚴む之を守らざる可うらす然れども兩議院の議員に國家の一大要務  
 たる立法の評議をなす者として此言責を全くせんよ、或は官吏に對して攻撃をなすこ  
 ともあるべく或は政府の處置に對して非難を試ることもあるべし而して此議員が各  
 其觀察する所と思考する所とを集めて法律制定の大業を成就するは此等の攻撃非



難も亦實に欠くべからざるものにして方が一も尋常の法律に依り一々制裁を受け處罰を蒙るゝ於てい爲に其の根本の要務たる立法評議の本旨を忘れ躊躇逡巡して直言壯語する能はざるの患ありとせしむるは是を以て英國權利法典を始として各國の憲法は皆議員中の議論を無責任とし我憲法も亦本條の規定あり

さて議院に於て發言したる意見とは動議賛成質問主意書等渾て議員の言官たる資格を以てより口頭又は文書を以て發表したる思想をいひ表決との議題となりたる成案に對し可否の決意をexpressするをいふ之に關して或は誹謗侮辱に涉り又は其他法律に觸るゝとありとも苟も言責を盡すか爲る議員の職分を以てなまたるもの、院外の法廷に於て審問裁判を受くるを要せず刑罰の勿論名譽毀損に對する損害賠償の如き民法上の責任も決して之を負ふことなし而して撰擧人の附托に負きたりと云ふか如き政治上の謬見に伴ふ政治上の責任の如きなきと勿論なり

本條中必要の二大條件の發言の議院中であると及ひ責任の議院外に於てのとは是なり其れ唯た發言の自由議院中に限る是に於て同一の議論同一の意見なりらよ之を院外に演説し刊行し筆記して之を公布したる場合の尋常一様の民法責任を生ずると但し書の明言するが如し其れ唯た院外に於て責任を免る是を以て院中の懲罰を免れざると議院法第十七章末尾の三條及び第十八章に明記するが如し今之を抄出すれば

第九十一條 各議院に於て皇室に對シテ不敬ノ言語演説ヲ爲スコトヲ得ス

第九十二條 各議院に於て無禮ノ語ヲ用井ルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第九十三條 議院又は委員會ニ於て誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス (以上第十七章)

第九十四條 各議院ハ其ノ議院ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第九十五條 各議院ニ於て懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ懲罰委員ヲ設ク

懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之

宣告ス

各委員會又ハ各部ヲ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長之ヲ議長ニ報告

シ處分ヲ求ムヘシ

第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ

一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス

二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辞ヲ表セシム

三 一定ノ時間出席ヲ停止ス

四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第九十八條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

已ハ議院中といへり前もいへる如く言官の言責を盡さんため議院法及び議事規則の管領する議席に於てなしたるものに限るを勿論あり此點に於てハ委員會に於ても兩院協議會に於ても均しく本條を適用すべし而して拒席に於て又は閉會中議場を借を受けておしたる相談會等に於ておしたる言論の其責を免れざるべきと猶議員の院外に出で一箇私人の資格を以て演説し筆記し刊行したる場合と同じくるべし然れども専ら公益のためなしたる所爲の無責任あるを明許せる（現行新聞紙條例第二十五條の如き）場合も於てハ院中ハ處分を受けたるものと雖も又院外ハ責任を免れることあるべし之を要するは法律上議院外と認むべき場合も於てなしたる演説の其責任の免否有無渾て一般法律の規定に従ふべきのみ

さて院中おておしたると同一の議論あり院外に於て責任を免れざるの要件二あり一ハ公布ニ議員自ら之をせず是なり自ら之となしたりとも私席に於て友人と談話し私書を以て故人に通報するり如きハ其範圍限る所ありて一般法律の領分に入ら

す必ず公布を待ちて始めて法律上の責任を生ずるものなり又たとひ公布したりとも議事録なるや又新聞記者の傍聴筆記によりて公布したるは是れ決して發言者其人の責任は非ず其人の責任は必ず自ら之を公布したる場合は限るべきなり貴族院衆議院の議員は於て發言しうる意見及び可否の表決は付き議院の紀律に服することの免れざるも院外に法律上の責任を負ふことなし但し議員自ら之を院外に演説し刊行し又は筆記し其他何等の方法を以てするとも苟も之を公布したる時はたとひ院中にて發言したると同一の意見ありとも一般の法律により責罰せらるべし

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セララル、ニトナシ

本條の憲法第二十三條の例外ともいふべくして帝國議會開期中兩議院議員身體の擔保を示すものなり

兩議院の議員は全國民を代表して國家の利害休戚に關する立法財政の要務を議するものあるが故に會期中の充分身體の自由を有せざる可うらず蓋し逮捕の必ずしも罪証の明白あるを待ちて而して後之をあずるもの非ず疑似の形迹により罪責の有無を取調ぶる爲め之をあずると多きが故に治罪法の明文ありと雖も妄に人身の自由を奪ふべからざる原則ありと雖も警吏檢官の決して無罪不辜の人を逮捕するとなしとせず一片疑訝の爲に國家の重任を負ふ代議士を拘囚して其職務を行ふことを得しめず從て潔白の議員を累す如くんの其害勝けて言ふべうらず況や警察檢按の事は時を限らずして行ふを得へしと雖も立法の事業を行ふは國法之の一定の期限を與へ故なく之を延長すべからざるを於てをや又況や政權を爭ふ極度に至りては政府の口實を設けて反對黨の議員を逮捕し若くは同じ在野黨なりらば甲黨の乙黨を構陷し其虚を乘して拔掛けの勝利を議場お制せんとする如きことを保たざるは於てをや完全お

國民の意思を代表し完全よ立法の事務を成遂けんもの會期間議員身体の自由實よ欠くへからず是れ本條の規定ある所以あり

去れの議員身体の自由ハ警察權を以て公共の安寧を保持するの作用を妨げず又完全なる立法事務の施行を妨げざる範圍内よ於てすへし是も於てり立法權の爲も斯自由を保認するの必要及び司法權の爲も斯自由を奪ひるゝの場合を生ず

立法權の保認とい逮捕せらるへき議員の屬する議院よ其逮捕故障權を有せしむるの謂ふして警察權ハ其院の許諾を得るも非されハ議員を逮捕する能ひざるといふ

然れども此故障權ハ決して警察權作用の目的を妨ぐへうらす故も其罪迹判然として毫も遁避の道なく辯疏の途なき現行犯罪に於ては立法部の之も立入るを許さよ以て罪證の掩滅を防ぎ公安を保持するを得しめたり又現行犯よ非すとするも國家の基本を搖撼する犯罪即ち刑法第二百二十一條乃至第二百二十五條も掲げたる内亂外患も關する罪は隠謀も止まると準備も至りたると其既も發したるものとよ論かく渾て立法部の

故障を許さず嫌疑あれハ議員を捕縛拘引し而も議院の許諾承認を持たずして之を爲すを得べきあり則ち前項も述へたる立法部の保認を以て議員身体の自由を擔保するハ此二箇の場合と除きたる一切の民刑事事件も關する逮捕も止まると知るへし

茲も註解を要する本條必要の用語ハ逮捕及び會期中の兩語なり已も逮捕といへハ其審問監禁處斷を含蓄せざると知るへし即ち民刑事事件も關し被告人又ハ證人として召喚を受け審問を受け又ハ宣告を受くるハ議院會期中と雖も免るへうらす又會期前も逮捕せられて已に監禁中なるものは改めて之を免るハの口實なうるへし而して議院の保認を以て逮捕を免るハも一定の會期即ち常會あり臨時會あり其憲法又ハ勅命よより定まりたる期日間も止まり開會前之を得る能はず閉會後又之を得る能はざるや勿論あり

議員が代議士たるの職務を完全も行ふが爲、其身体の自由を保認したるハ實よ源と英國よ發し其成法定制とありたるハ一千六百三年英國の下院が其議員の一人たる

サー、トーマス、ウイリアムの禁獄せられたるに際し議院と獄吏との間に抗争を生じたるに始まり一時の議院の鼻息強きも過ぎ債主も議員よりの償を得る能はざる迄に至りしうに矯正の論漸く起り今の下院會期中及び其前後四十日間上院は會期中及び前後廿日間民事被告事件に限り議院の承諾なければ議員を捕縛拘留する能はざるものとになりぬ此期限の各國一様ならず北米合衆國の會期中に加入するに往復日數を以てし幸、佛、白耳義の會期間に止むると我憲法は同じ又其人に付きては英の兩院議員の家族従者まで此特權の享有者たり立法部の保認を以て逮捕を免るゝ場合の英國の甚だ狹隘なれとも幸、佛、白耳義の單に現行犯を除くのみよて彼の民刑事件に付きては一切特權を許與したり而して米國の逮捕を免るゝの外又證人たり陪審官たることを拒むを得、幸、佛の逮捕のみならず審問處斷をも免れしめたり又逮捕せられたる後議院の開會ありたる場合に幸、佛、白耳義の憲法の皆議院に與ふるに解放要求の權を以てしたり是れ逮捕を免るゝの保認と併行すべき性質のものなれども我憲法の別な種類する規程を設けず

右數國の例に對して更に嚴密に本條を解釋する時の我憲法に司法警察權を限制して議院の許諾を得て始めて之を行ふへしと定め以て議員に與へたる身体上の特權の現行犯内、亂外患罪の外逮捕を免るゝと(一)其免るゝの本人一人に止まると(二)免るゝ時限の會期中に止まると(三)會期前逮捕せられたるもの開會すと雖も免れざると(四)といふに歸すへし

夫れ此の如くなれば彼の政權を争ふの極度に至れり政府又は一政黨が奸詐を用ゐて己れに反するものを擄撃し搆陷するの餘地亦小かりとせず本條の議院及び一箇議員に對して實に重要なる擔保を與ふるものありと雖も亦決して之に満足すべきに非ず其運用の道、施行の法に至りては反覆意を致さざるへうらざるなり

貴族院衆議院の議員は帝國議會々期中其院の承諾なくして捕縛拘引に遭ふてなかるべし但し一切の現行犯並に國事犯罪即ち内

乱と外患とに關する罪を犯しぬる場合ハ此限ニ非ズ

### 第五十四條 國務大臣及び政府委員ハ何時たりとも各議院ニ出席

し及び發言することを得

本條ハ兩院の議事ニ干預する政府の職權を示したるものあり

各部の機關をして其職權互ニ相干犯せしめざるハ國家の組織生存ハ於て甚だ必要なるものなれども元來同一國家の事務を分掌するものあれば互ニ相串聯し互ニ相統一する所あかるべからず殊ニ立法部と政府との如きは其干係緊密にして決して個々別々ニ事を處し以て完全なる政績を得べきもの非ず是ハ於て立法を主とする帝國議會又は政府ニ對して建議をなし天皇に對して上奏をなし以て立法以外ニ其意見を提出することを得しむるの必要あり又行政を主とする政府ハ之をして議院の議事ニ預らしむるの必要あるあり

夫れ法律ハ必ず議院の協賛を待ち歳計ハ必ず議院の協賛ニ要す而して法律の起案權

ハ議院政府と共に之を有し歳計豫算ハ至りてハ議院其最終決定權を有すと雖も其起案の權ハ留めて政府ニ在り毎年施政の方策を按し進路を定め而して後財源の模様收入の實際を見計らひ以て其案を編製するも議院ハ曾て之ニ關るとおければ一朝おして自ら其詳細を知悉する由なし又法律案とても政府の提出ニ係るもの同しく施政の實際より或ハ更革或ハ新創の必要を感じたるより編製せるか多かるべく是れ亦遽ニ其理由事情と盡すべきニあらず去れりとして議院ハ起案者ニ頓着せず一々自ら之を調査せんか特に時日を費し勞力を糜するの煩あるのみならず或ハ起案者の見解を誤認し或ハ眞正の事實を發見する能ハざるの患あるへし蓋し毫も實務ニ當らざる議院を以て實務の必要ニ發する政府議案を調査し而して提出者たる政府ハ就き其兩端を叩くとかしとせば其結果想ふも如何なるべき或ハ實際ニ過せざる議決をもし天皇をして止むを得ず之を裁可せざるに至らしめ從て政府と立法部との間ニ軋轢を來して國民の意思ハ之を達する由なく或ハ無用の議論、無益の調査ハ歲月を消して格

別の成績をも擧ぐると能はず立法部の立法部たる功用を没して智巧なる政府の籠絡  
 願使ふ遇ふともあらん政府をして議事干預せしむるの第一立法と行政と方針の統  
 一を保つは於て第二立法と行政と運用の圓滑を求むるは於て第三兩部間無用重複の  
 手数を省くは於て語を換へていへる政府と議院と各充分の意見を叩き底蘊を盡し互  
 は無用の手数を避け以て共々國政の料理をなすは於て誠は必要の事なり  
 本條は所謂國務大臣との國家の要務は當り出でるの各省の長官たり入りての内閣を  
 組織するものをいひ内大臣宮内大臣等の包含せざるなり(猶次の章は詳説すべし)又  
 政府委員との特に議院は出席し政府の代理者として答辯説明をなすべき委任を受け  
 たる官吏をいふ  
 さて立法行政兩部の串聯統一を保たんため一方は建議上奏をなせし一方は議場は列  
 し討議をなすといふか如く兩部互に相干預し併進みて國政を料理すべきと前は述べ  
 たるが如しと雖も兩部の元來專任の分職あり決して互に相干犯すべからざるの議  
 院の建議となし上奏とあし以て政府權内の事と立入るゝとありとも決して強行權を有  
 せず決して政府を強制するの權なし而して政府の議院に於けるも亦固より此の如く  
 なるべし國務大臣及び政府委員が議院は出席し發言をせし議員も其議論を上下する  
 の可あり是れ政府の方針進路を示し兼ねて議院の質疑を答ふるか爲みして其目的立  
 法機關たる議院の參考資料を興ふるに在り決して自ら其立法權を分ち其表決を加は  
 るる爲み非ず憲法の正條あり唯の發言を許すのみにて一語の表決及ふおければ議  
 院法あり明に其規程あり即ち其第九章第六條の専ら本條の補則たる細則たるものあ  
 り今其全文を左に抄出す

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲

ニ議院ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時

タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ヲ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ

數ニ預カラス

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ

國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣

及政府委員ニ送付スヘシ

右の内第四十五條ハ實ハ前項の精神を証明するものにして國務大臣及び政府委員の大臣たり委員たるの故を以て表決ハ預リ議定權を分つと能ハざるの意義判然たり去れハ議員たる大臣委員ヲ表決ハ預るも亦決して大臣たり委員たるヲ爲ス非と立法部一個の分子たる議員たるヲ爲のみ夫れ此の如く議院と政府との干係權限を示す重要な事項の學理上實ハ憲法の一事項たり而して幸漏生白耳義の如きは又實ハ之を憲法

ハ明載したり願ふハ我憲法ハ之を議院法ハ譲りたるハ憲法の條項として容易ハ變せ

さらしめんとする政略上の深意ハ出でたるのみ蓋し今の衆議院議員選舉法ハよれハ宮内官裁判官會計検査官收稅官警察官を除く外の官吏ハ其職務を妨げざる限り議員と相兼ねることを得(第九條)れども選舉法の變例ハして人物の少きといふ如き事情の下ハ存するのみ決して建てハ永制とすへきハ非と而して議院法第四十五條の規程ハ此の選舉法第九條の存廢ハより變更せざるへうらす若し之を憲法ハ載する時ハ永く彼の變例を殘して改正の道と塞くの傾向あるのみならず從て改正を行ハハ容易ハ憲法を動さハるへからざるハ至るを懼れてあるへし

又本條の中「何時タリトモ」の語を補ふハ第四十二條第四十三條ハ一ハ本條の發言權ハ議員の演説を中止せしむることを得ると一ハ議院會議のみならず委員會ハても出席發言するを得ると是なり

又秘密會議といふ全く傍聽者ハ對していふものよて固より議院の會議あるハ故ハ本條



已も何時たりとも議院は出席してといへん大臣及び委員の之も出席するを得ると勿論なり

將た國務大臣及び政府委員の議員たる時の勿論本條の職權により發言する時と雖も議院の節度は遵ひ其手續より發言すべきこと又勿論なり

國務は任する各大臣及び政府より答辯説明の委員を受けたる委員は議員たるに非ざるものと雖も何時たりとも各議院に出席し其意見を述べざるを得へし

以上述ふる所を以て憲法第三章の義解を終へぬ此章の帝國議會の組織集會權限、之を組成する兩院の干係及び各自の組織權限、一箇議員の特權、議院と政府との干係、關する規定おして其組織を就きての兩院制を取り雜種貴族院と公撰議員を以て組織する衆議院より成立し毎年常會期三ヶ月の集會とあし必要あれば延長し又臨時會を開き兩院の終始事務を行ふ時限を齊一おすることを明し其專掌の職分の法律の協賛即ち立法お在ることを明し而して立法行政の統一を保たんため法律起案の權は政府と之を分ち議事おの國務大臣及び政府委員の參列を許し又法律以上の事項と雖も議院の政府は向て建議し天皇は向て上奏することを得しめ又兩議院の權限の勿論開議の必要なる出席員及び決議の必要なる贊同員の定率議員の言論身體お關する特權も皆之を同じくし而して其起案議決建議上奏受願自治等の諸權を行ふは各自獨立お之を爲すこととし凡て同等の權力を以て同等の國務は參與する兩院分立制の旨趣を明ししたり

#### 第四章 國務大臣及樞密顧問

統治權の施用の憲法の條規に遵ふ而して萬機の政を行ふ一人の聰明を恃むべからず是も於てり憲法已も參與の機關を設けたり本章の更も輔弼獻替の機關お付さ其規程を明し蓋大權の施用は必要なるものの特も參與機關のみ止まらされぬなり國務大臣の國家の要務を分任する輔弼官おして我々官制は依れば内務外務大藏陸

軍海軍司法文部農商務遞信の九大臣ありて之を合せて内閣を組織するものなり樞密顧問の行政立法凡そ天皇統治の大權に屬するものふ付き諮詢に應じ意見を呈出するものにして國務大臣の行政の最高官吏たり樞密顧問の職たり共々天皇は左右して其務を奉ずるものにして其國家に對する職分の詳細の次ぎの條下は説明するか如し

### 第五十五條 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ズ

凡ソ法律敕令其ノ他國務ニ關ル詔敕ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

本條の國務大臣の責任及び有効法令の形式を示したるものなり

憲法第六條以下第十六條に至る數種の事項は政府事項と稱して實は天皇の大權に存するものたり即ち法律の裁可公布執行、帝國議會の召集開閉停延解散、緊急命令、行政命令の發布、文武官の職制章程、陸海軍の統帥編制、外交、戒嚴、榮典、赦免等涉る所博く且つ大あるが故は其施行をして肯綮を得しむるに固より輔弼の臣僚を要すべし而して國務大臣の實は之が輔弼の任に當るものなり

國務大臣の天皇の輔弼に任ずると共に又斯の職務に對する責任を負ふ蓋し職權あれば之に對する責任あること官吏の服務に關する行政法の定則なれども大臣の責任は就きては別は政治上の理由あり何ぞや主權者の固より制裁を受くる所なければ假令失策あり過誤あるも責罰を受くる所ならず若し之のれば是れ已は主權者の責を失へるが故は一國の統治權を總攬する天皇に於ては固より自己の行爲に付き其責を生ずべき等かさればとて無責任の主權者や彼が如き許多の大權を有せ而も其過失を匡すの道なしとせば國家の生存上甚だ危險少なしとせず是れ大臣の平日の輔弼の任を盡して政務に失策なきを期すると共は又其失政あるに於て必ず責任を負ふを要する所以なり

政治上特殊の理由より國務大臣をして政務の責に任せしむるの必要あること此の如しと雖も之を以て天皇に代りて責に任ずといふに至りては大なる誤解なり天皇の

已ふ統治權を総攬し已ふ神聖おして犯すべからざるものあれば道徳上お於ての社稷  
 にお對し宗廟にお對し天命を奉じて天職を行ふの責任あるべしと雖も人間界にお法律上の  
 責任あるべき等おし天皇おして主權者たる以上の他の權力お服従すべからず其の行  
 爲にお之を責謝する法律なく之を召換する法衙なく之を審理する法官なし國中一切の  
 法律法衙法官は皆天皇の支配にお属すれりなり然るお今天皇の行爲にお對し其責任お任す  
 と云へば是れ無責任の行爲が直にお責任を生ずるものゝまて自家撞着といひざるへり  
 らず蓋お天皇の無責任の大臣ありて之を輔弼し之り身代りお立ちて玉体を全くおとる  
 よりして生ずるよあらず法律上主權者たる性質お存する必至の結果おして大臣の特  
 にお政務の責任おとるを要する政治上の理由も亦實にお主權者り制を受くる所なきより  
 發することありされば法律上嚴確なる意味おていへば一切の國務の必ず大臣の輔弼  
 を待ち過誤の輔弼の任に於て盡さるる所あるより生ずるお外からず本條にお其責任  
 すとといふは天皇を輔弼したる大臣自身の行爲にお付き責任おとるものおして「其ノ」  
 二字の天皇の二字にお附着せずして輔弼の二字にお附着するものあり

さて國務大臣は固より一種の文官にお過ぎずたとひ其職の至高輔弼の任にお在るおもせ  
 る均しく天皇にお縁屬し天皇の任免し玉ふ所なり去れば其責任お任するの全く天皇にお對  
 して之を負ふものゝして己れり從屬して支配と制裁とを受くる天皇より外にお復責任  
 を負ふ所あらず政治上道義上よりいへば或の國民の信を失ふり爲る其責任を免れずと  
 いふり如きともあるべし然れども是れ唯た良心の問題たり方寸の問題たるものおし  
 て決して直接にお制裁を生ずるものゝ非お必ず天皇の叡慮を待ちて始めて決するもの  
 たり我憲法にお於ける國務大臣の天皇にお對して責任を負ふより外復た責任を負ふ所あらず  
 るや明かり立憲君主國大臣責任の本義此にお止まる

人或の大臣議院にお對して責任を負はざれば其責任完全ならずと説く是れ蓋し立憲君主  
 政治と議院君主政治とを混同するものおして議院政治國たる英國の如きり其主權國  
 會にお存し下院の大臣を彈劾し及び信任存否の票決をなすの權を有し上院は彈劾され

たる大臣を審問する權を有し國王の之を裁可して其任免を決す三者合して主權體たる國會を組織するの故に大臣の固より之に對して責を負ふべしと雖も大臣の君主の臣僕たるのみ議院は君主の立法參與機關たるに過ぎず決して檢察官の職に屬する行政上の彈劾を行ひ又司法官の職に屬する審問判決をなすの權を有せず議院信任の存否は法律上又は典例上君主任免の大權を限制し左右するもの非ず乃ち議院に對して其責を負ふべしといふの實に不稽の妄談たるものなり大臣の國家の最高官吏たるが故に其責を負ふ所の主權者に對して之を負ふべし決して他の者に對して之を負ふ可き非ず故に立憲政體に於ける大臣は天皇に對して其責を負ふ所の議院政治に於ける大臣が議院に對して其責を負ふと毫も異なることなきなり

扱責任の制裁あり一般の官吏は共通する服務懲戒の規律の固より大臣も應用すべく而して刑法上非違を審理するの一般臣民と同じく司法官之を行ふべしと雖も別にお大臣の責任に對する特別の制裁あり何ぞや免職是なり大臣の免職の一は天皇の權

内に存すと雖も既よ國家の要務を委託したる大臣おれば刑法紀律に觸れたる場合の外に成るべく其榮譽を重じ上より之を免職することなく自ら辞表を捧げて命を待たしむべく下、大臣たるものも亦自ら罪を引きて職を辞するを本領とすべきあり

蓋し本條に於て特は輔弼の責任といへば刑法行政法の非違よりして間接に政務の失錯を致すとをも含めると勿論なるべしと雖も其首要たり眼目たる一点の實に政務の失錯といふある事實お止まる此事實を生ずる原因の行爲にして法律上咎むべきものおれり亦固より其責を免れざるべきと論を待たすと雖もこの憲法の干預する所は非ず憲法の問ふ所の失政の責のみ唯た君主直接の命を以て制裁を加ふべき責任のみをも此責任の如何に分擔すべきやといふは我内閣の諸大臣の總理大臣之を統督すと雖も總理大臣の大臣任免の敷奏をおすの職權おらず勅旨を承け機務を視、其大體の方針を立て兼ねて内閣會議の議長たるべきものなり而して諸省の政務の閣議を経て決すべきものあり主務大臣の專決に任せるものあり專決の政務に就きては其大臣一人

之り責み當るべく閣議を経たる政務は就きての各大臣連帶して其責を任すべし時宜  
 より内閣総理大臣の躬ら責を一人負ひ以て内外の大事は關する處置をなすとも  
 亦之なき非ざるへし其失錯とあるに及びてや其處決の次第より或は主務の一大  
 臣或は總理大臣或は内閣全体罪を引きて自ら退き以て天皇の命を待つべし而して或  
 の之を免黜し或は之を抑留し或は其一人若くは幾人を進退黜陟するは全く天皇の大  
 權を存す彼の英國を初めとし歐洲の諸國も行はるゝ政黨内閣の制は泥み必ず連帶の  
 責任を以てする非ざれば内閣の組織鞏固ならず運用完備ならずといふものは是れ  
 我憲法の精神を知らざるもの言のみ彼の君主を代りて責を負ふといひ議院を對し  
 て責を負ふといふと同じく國体の異同を知らず統治權の存する所を誤認するは出  
 たる誤見のみ

又彼の議院政治國共和政治國に於ての下院は與ふるは大臣彈劾の權を以てし上院は  
 與ふるに彈劾審理の權を以てしたるを見て吾國の憲法も亦之を倣ひ其衆議院は彈劾  
 權を附與したり然れども是れ國家機關の分立專掌を没するものにして國會を以て統  
 治權を綜攬するは於ての主權体の統一作用を奪ふため諸機關の至高職務を議院に  
 付するの必要あるべし然れども立憲君主政体は在りての曾て此の如き制置を要せず  
 好し又之を設くるも君主任免の大權にして動かすべし其効を奪ふと能はざるへし我  
 憲法に彈劾の條を設けざりしは此故なるへし猶此点に就きては第四十九條議院上奏  
 權の義解を參看すべし

各國內閣の組織の大抵慣行の典例より定まり必ずしも法令の明文を存する非ず  
 英國の如きは法令上唯だ樞密顧問官の稱あるのみ各省の分職は臨時に申付けられた  
 る職務の如く而して總理大臣といふ如きも亦通俗の稱呼のみ法律上内閣員を統督  
 するの權力ある非ず尋常大藏總裁を以て斯任に當る慣例なれども今の總理大臣は  
 ールズベリ侯の如き外務大臣を以て其任に居れり而して奧國の如き伊國の如き其  
 他外務大臣を以て内閣議長とするもの頗る多し我邦は殊に法令上總理大臣の職を別

置し以て内閣統督の職權を與へたり  
 又本條の特ニ國務大臣政務の責任を定めたるものかれいたどひ掌璽官たり宮中顧問  
 の總裁たる内大臣并ニ樞密院議長の如く特ニ勅旨を以て内閣ニ列せられ政務の樞機  
 ニ關するものありとも苟も國務大臣たるニ非ざる以上の決して本條の責なきと勿論な  
 るべし

副署 Countersignature との勅命を以て發する公文ニ記名するの謂ニて御名御璽ニ伴  
 署するニ故ニ副署といふ夫れ天皇大權の施用ハ大臣の輔弼を要すると前ニ述へたる  
 ニ如し則ち天皇の命令をして効力あらしめんハ其果して勅命ハ出でたることを法律  
 上より證明するの形式なるへうらす而して之を證明するハ常ニ左右ニ親近して政  
 務の責に任する國務大臣の職掌とするを以て最も當然ありとすへし輔弼の重任を受  
 け献替贊襄の道を盡す大臣ハ天皇命令の果して憲法ニ違ハざるや法律ハ違ハざるや  
 を視定め奏聞して過誤なきを期せざるへうらす去れハ大臣ハ其違憲違法ハ非す又勅  
 命ハ出でたるハ相違なきを證するか爲ニ法律なり勅命なり其他國務ニ關する一切の勅  
 詔ハ必之ニ副署するとなり

副署の必要ハ法律勅令其他勅命ハ出づる公文の効力を證明するニ生ず而して大臣ガ  
 之を證明するハ輔弼の責任あるニ爲あり然れども副署ニ必ずしも此責任を證明する  
 ものとのみ誤解すへうらす法律を裁可し勅命を發し詔旨を垂れ玉ふ大權の施用ハ大  
 臣實ニ干りて之を輔翼すへく從て之ニ副署して此の法律此の上諭ハ聖旨に出でたれ  
 ども實に我々贊襄し奉りて之を發したるものなりと云ふも決して一理なきニ非す  
 と雖も憲法及ハ我法令ハ一も副署せざる大臣ハ閣議ニ關りたりと雖も責任なき者ナ  
 りとの意義を有せず乃ち副署ニ關する現行法の明治十九年二月二十六日勅令第一号  
 を以て發布せられたる公文式第三條ニ

法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣之ニ副署シ年月日ヲ記入ス其各省主  
 任ノ事務ニ屬スルモノハ内閣總理大臣及主任大臣之ニ副署ス

とあり例へは財政のみを關する法令は總理大臣大藏大臣之に連署し其併せて地方政務に關するもの、如きの内務大臣又之に連署するに如しされいとして苟も閣議を決する國家の大事からんよいたとひ其施行一省或は二省よりと雖も内閣の大臣の連帶して其責を當らざるへうらす法令詔勅に署名せざるの故を以て其責任を辭するに我法令の認めざる所あり則ち若し副署の方式等も付き過失ありたるべきの如きも苟も閣議を以て某々大臣のみ副署せし可あらんと決したるをあらんよの副署其事も就きても署名せざる大臣の責任を辭すへからざるなり

本條已に副署を要せといふ副署は法律上必要の條件にして苟も之なければ法令詔勅の法令詔勅として通用せず官吏之を執行するの義務なく人民之を遵奉するの義務ありし本條に詔勅といふの宣旨上諭勅諭等天皇の名を以て發し玉ふ公文を總稱するものにして之を國務に關する詔勅に限る上の帝室の内事に關し若くは榮譽救恤等全く恩典に係るもの、如き宮内大臣直ち之を奉行すへし國務大臣の之に立入るを要せず又

立入るを許さず

國家の要務に當る内閣の各大臣は大權の施用に付き天皇を輔佐し參らせ且つ輔佐して行ひたる政務に就き天皇に對して其責任を負ふべし

凡て法律勅令其他宣旨上諭等御名を以て發し玉ふ公文にして苟も國家の政務に關するもの、必ず國務大臣の記名を要す

第五十六條 樞密顧問の樞密院官制に定むる所は依り天皇の諮詢に應へ重要の國務を審議す

本條に天皇の至高顧問たる樞密顧問の職務を明したるものあり  
議院を設けたる諸國に於て君主の或は統治の大權を掌握し或は行政の全權を特存す而して世襲の君主固より累代英明なるを期すへうらす從て之の顧問の府を設くるの必要あり凡そ立法の事務を行ふの議院あり法律命令を執行するに内閣あり國家の要

務を處理するに於て至らざる所なきが如しと雖も苟も君主を存する以上の其の特権内を屬すること甚多し現に我憲法に於ても憲法改正案の起草の如き將來法律の裁可の如き大臣の免職の如き立法行政の要務にして一は天皇の聖斷に依るべきもの一にして足らず之を加ふるは國家の要務の一日萬機にして敏速を求め果決を要することあれは又反覆沈潜局外の觀察を要するものあり決行の之を内閣に求むべく靜思の之を他の機關に求めざるべからず是れ議會内閣を外にして別は顧問の府を要する所以なり

歐洲の例を按するに樞密院の由りて來る所殊に舊く常に王室に昵近して聖斷を助け聰明を裨補したる功多しと雖も爲に内閣の施政を沮み人民を抑壓したるの事實又甚しとせず即ち英國チュードルの朝に於ける星寮 Star Chamber の如く本世紀の初めみ於ける普魯士國樞密院 Geheimrath の如き其的例あり然れども是れ官制精ならず權限明ならざるが爲に過を致したる者にして其の官制を改め其權限を明すれば則ち其

功を收めて其害を除くを得へし我が樞密院の官制は各國の長を取り彼の古風の樞密院と近代の國務參議院(佛の Conseil d'Etat の如き)と(普魯士の Staatsrath の如き)とを折衷したるもの如く成年の皇族及び國家に勳勞ありたる元老を以て之を組織し内閣大臣の職權を以て之に參列するの權を與へたるが故に其の組織に於ては頗る宜しきを得たりといふべく其の權限に於ても進みて諮問を受け機務に參するの權あるを要せず必しも其議決したる所を執行せんと要求する職權あるにあらざる又從て毫も政務の責任をあらざるが故に内閣大臣が其職權に屬することを自ら責任を負ひて行ふ以上の何時にても樞密顧問の意見に反對して政務を執行するを得べし是れ我が樞密院官制の長所なり

我憲法の樞密院組織權限の細目を其官制に譲り單に其職掌の眼目を規定して天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議すと定めたり已に諮詢といふ自ら進みて之に參決するの權なきと知るべく已に審議といふに止まる亦決して施政に干預すべからざるや明



かり此二大消極的性質の天皇に親近し重要な國務を審議する積極的作用と相待ちて實に樞密院に欠くべからざるものあり即ち他の語に於ては樞密院の黨争の外に超脱し利害の表に優容し議會と内閣との權限を犯すとなくして議會と内閣との缺失を補ふべき機關たるありさて現行官制の明治二十一年四月勅令第二十一號を以て定められたるものにて之に據れば樞密院が其職掌として會議を開き意見を上奏し勅裁を請ふべき事項左の如し

(一) 憲法及ヒ憲法ニ附屬スル法律ノ解釋ニ關シ及豫算其他會計上ノ疑義ニ關スル  
爭議

(二) 憲法ノ改正又ハ憲法ニ附屬スル法律ノ改正ニ關スル草案

(三) 重要ナル勅令

(四) 新法ノ草案又ハ現行法律ノ廢止改正ニ關スル草案列國交渉ノ條約及行政權組

織ノ計畫

(五) 前諸項ニ掲グルモノ、外行政又ハ會計上ノ重要ノ事項ニ付殊ニ勅命ヲ以テ諮

詢セラレタルトキ又ハ法律命令ニ依テ特ニ樞密院ノ諮詢ヲ經ルテ要スルトキ

即ち現行官制によれば法律の裁可大臣の任免等に付き諮詢に應ずる事項の注意して之を避けたるか如し然れども已に立法行政に關する至高顧問の府たる以上の將來決して斯る大事に參與するとおしともいひ難し況や憲法が此等に對する制限を設けざるに於てを然れども事たといひ此に至るも決して議院内閣の妨害ありといふべからず議院内閣の已に各々上奏の權あり殊に内閣大臣の如きは樞密院の議事にだに列席するの職權あり以て互に情宜を悉すを得べく毫も各機關の衝突を患ふることあらざるべし

樞密顧問の樞密院官制の規定に従ひ天皇の諮詢に應答し奉り國家政務の重大緊要なるものを審議し意見を上奏するの言官あり本章唯だ二條極めて重要なる機關の極めて精微なる作用を規定すると極めて簡潔を

り蓋し立憲君主政治に在りての大權の施用に直接の參與をなし直接の猷替を掌る機關の必要殊に甚だ多く其干係聯絡の精緻を求むると甚だ切かり然れども其細密の條規の如き時宜を酌みて之を定むべく決して永久不變を期して制定すべきに非ず且強めて嚴密の規程を設けんに大權の施用を完全からしめんため却て其敏滑の活用を害すべし去れば特に其三大綱領を擧げて以て統治權施用の大本を示すに止めたるあるべし三大綱領の何ぞや曰く責任を負ふ國務大臣の政務施行曰く有効勅命公文の副署曰く施政に干預せざる樞密顧問の國務審議

## 第五章 司法

司法權の統治權の一部にして専ら正義を標準とし法律の適用をなし臣民權利義務の存する所を決し法律に違反すものや審理し處断するの大權を云ふ而して此權の行政權と均しく法律を行ふものあればとも利害と論せし情實を問はず只た法律の指示する所に従ひ權利義務を明にし且つ以て法律の適用を公正完全からしむるものあれば此權の政府の便宜を顧るに傾き易き行政官と人民の情實を思ふに傾き易き民選議員とに委すべからず直に天皇に隸して全く別種の階級をなし且つ其任免懲戒の定規等の議會の協賛を経、法律を以て之を定むる特殊の官吏をして其職司に當らしむべし即ち國家の統治に必要な第四機關あり

### 第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

本條の司法權の出づる所、其執行の由る所を明にしたるものあり

國家已に法律を設く之を執行する機關かかるべからず而して行法の機關の行政司法の二種あり行政の政治を主とし利益を主とし時勢の必要に應じ國家の安寧を維持し人民の幸福を増進する積極的作用をなすものあり司法は權利の毀損、法律の侵犯に對して之に救済を與へ之に制裁を加へ以て社會の害惡を除き間接に安寧幸福を維持し増進する消極的作用をなすものあり去れば二個の機關は互に分立して相干預すべ

うらず行政の便宜のため權利義務の在る所を枉屈すべからず又情實の爲に法文を舞弄すべからず時勢を按し民情を酌む活動的行政處分に對し確乎不動の審判を爲すの司法の要道あり

夫れ司法の權行政と相混一すべからざると此の如し然れども司法權の固より國家の外に成立するものに非ず國法の表に超越するものに非ず行政の權力と同じく統治權の一部たり同じく天皇の主宰する所あると君主國の定制たり議院制君主國と雖も亦君主の正義の源泉たる King is the Fountain of Justice 主義行われ行政と均しく之を君主に統攬するところあり我憲法第四條已に天皇の統治權を總攬し玉ふとを示したる以上の司法權又君主國の定制に従ひ我天皇の掌握に存すると明かり去れの立法權の施行に於て天皇の法律を裁可し執行を命し玉ふり如く司法權の施行に於ても必ず天皇の名に於てし即ち司法官衙の天皇の名を以て天皇に代り之を行ふこと定められたるあるべし

司法權の本源此の如しと雖も已に行政權の之に干預するを得ざるとすれは輔弼に任する國務大臣をして之を管掌せしむべからざるの勿論天皇と雖も躬ら之に干預し玉はず獨立不羈の機關をして專決執行せしむるを要す所謂司法權の獨立是あり然れども此機關の固より自主自動の機關に非ず一方に於ての權力の本源を天皇に取り其任命を受け其名に於て職權を行ふと共に又一方に於て職權を行ふの必由規程即ち執行を爲すに方り實際に命を聽く所あるべからず然らざれば行政權の干渉を免るゝも亦唯た一種官吏の專擅に歸せんのみ

命を聽く所惟れ何る法律是あり法律の裁判所司法權を行ふの準據たり裁判所の任命を天皇に受くるも天皇の意思を承順して職權を行ふに非ず全く法律に準據して之を行ふべきものあり而して本條第二項裁判所構成の擔保の如き次條懲戒任免の擔保の如き皆法律によりて支持せられたり蓋し法律の天皇の裁可し玉ふ所あれば必ず帝國議會の協賛を要するに故に之を以て準據とすれば決して天皇任意の干預を容れ

從て行政權の干渉を招くの懼れあるへうらさるるあり去れの司法權の獨立といふ法律の範圍に於て法律の防障に由り天皇より委任せられたる權力を專行するの義ありと知るへし而して天皇統治の權を決して之を爲に減殺せらるるに非ず此裁判所の設置、裁判官の任命の天皇之を行ひ裁判の準據たる法律の天皇之を裁可す其直接に裁判官を左右する能はざるもの亦天皇が統治權の執行條規(第四條)として發布し玉へる憲法に於て自ら定め玉へる規程あるのみ

則ち本條「一項中最も必要ある」「天皇ノ名ニ於テ」及び「法律ニ依リ」の三語あり「天皇ノ名ニ於テ」といふの裁判官職權の本源天皇に存するを然れども其施行は天皇毫も干渉し玉へざることを示し又「法律ニ依リ」といふの天皇及び政府の掣肘を受けずと雖も又必ず法律の規程に従ひ其範圍に於てせざるへうらさるることを明にせり而して司法權を行ふといふの一切制裁を具へたる國法を適用執行するの謂にして必ずしも議會の協賛に成る法律のみを行ふの謂に非ず法律に依りといふの前にもいへる如

く特に司法権施行の準據を示したるまでにて毫も裁判所り之と執行するをいふに非ず又司法権の施行といへは審問宣告を兼ねて之をいふものあり

司法権の執行大別して二種とす曰く民事曰く刑事、民事は人民相互又は官署團體を一個民法的法人即ち權利義務の主体として人民か之と對する場合の争訟を判断し刑事は政府が社會公衆に代り公安公德を害する所爲ありたるものを告訴したる時糺彈處罰するものなり民事に於ては必ず對手一方の出訴を待ち刑事に於ては法律が特別に被害者の告訴を待つへしと規定したるもの、外罪犯ある毎に政府の公訴委員たる検事の必ず之を公訴せざるへからざる義務あるものとす而して此等の規程は皆法律の定むる所なると第二章第二十三條第二十四條の明示する所なり

裁判所との司法権執行の官衙にして其職務を行ふや必ず法律に依り其他に命を聽く所なきと本條第一項の如しと雖も官衙の成立生存にして天皇又は政府の隨意に措置するに任せたらんに司法権の決して獨立の實あるへうらす去れの本條第二項の裁

判所の構成の法律を以て之を定むるとしたり裁判所の構成といへは民事刑事の分任、始審終審の區別、各法廷の職制章程定員等一切法廷の組織に關する事項を包含し現行の制の刑事法廷に違警罪輕罪重罪各裁判所及び高等法院あり民事法廷に治安始審裁判所あり、而して民刑双方の審理を兼ねるもの控訴院大審院あり刑事法廷の構成の治罪法第二編を以て定まり民事法廷の構成の明治十九年五月四日布告勅令第四十號裁判所官制を以て定まりたり而して本條法律を以て之を定むとありたりとて直ちに之を無効に歸すべからずと雖も現に審議中なる新法案の必ず法律の名義を以て發布せらるべきなり

さて裁判所の構成已に法律の定むる所なれば天皇及び政府の隨意に之を變更する能はず古來暴君汚吏其私曲を逞しくせんため臨時裁判所を設置して司法權を濫用したると英佛諸國の史上に其例少からざれば本條第二項の第二章第二十四條と相待ちて人民の權利、司法權の獨立に有力の擔保を與ふるものなり

法律を適用して權利の救濟、犯罪の處斷となす司法權の施行は裁判所之の職司たり之を行ふは天皇の名に於てせざるべからず然れども法律に準據するの外他に制限を受くる所あらざるべし裁判所の組織職制の法律を以て之を定むべし

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其職ヲ免セラレ、ゴトナシ懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

本條の司法權獨立の第二擔保として裁判官の任免を明したるものなり  
裁判官の不羈獨立の意見を以て法律を解釋適用し以て統治權の一部を專行するの職司かれは行政權の支配する所とあるへからず臣民物論の左右する所とあるへからず而して又必ず特別の學識經驗ある人物を以て之に任せざるへからず天皇大權の存す

る所決して臣民をして撰擧其他の方法より其任命を容喙せしむへからずと雖も臣民權利消長の關する所亦決して君主の愛憎に一任すへからず乃ち撰任必要の資格を以て議會の協賛を要する法律の規定に付したるあり之に關する現行の法文官登用試験規則あり勅令を以て發布したれども今後改正の場合於ては必ず法律を以てせざるへからざるあり

夫れ裁判官任用の資格法律に由りて定まるも君主として隨意之を免黜するを得る裁判官たるもの又己れの地位を保持し鞏固にせんため君主の歡心を迎ひ之か輔佐する行政の鼻息を仰きて法律の解釋適用をあすむ至るべく其不羈獨立の實何ふか求めん去れり裁判官の軍人と同じく終身官と以て原則とせざるへからず本條第二項の實此の原則を示したるものあり

刑法の宣告を受け懲戒の處分を依るの外其職を免せらるゝとあしといへり此二個の條件起らざる時の免職の沙汰なきと明かり免職の沙汰なきとを明かするは是れ終身

官の原則を消極的ニ説示するものたり刑法の宣告を受くるもの公權の剝奪其他官職を失ふべき附加刑處分を要する犯罪の所爲ありて其有罪あると裁判により確定したるの謂かり懲戒の處分は依るとい何ぞ受囑失策其他職務上の過誤罪責ありて在職すべからずと認定せらるゝの謂かり而して刑法の宣告懲戒の處分は於てい如何ある瑣末の犯罪過失と雖も職を免せらるるといふに非ず唯だ其法文條規に於て免職に該當する罪過ありたる時は限るとあり

凡そ終身在職の原則より二種の例外あり其一は前記述べたる罪責よりして職を離るゝもの其二は老癯よりして職を離るゝものあり甲は職を在らしむべからざるよりして離るゝものあるが故に其結果は罷免とあり乙は職を服する能はざるより離るゝものあるが故に其結果は退老とある甲は於ての上より之を認定す本人の意志を問はず之を處分し乙に於ては本人自ら職務に堪へずと認め自ら退くを待つべく其處分の全く本人の意志に基くべきあり



又終身官は強制的と自由的との別あり軍人の如く忠君報國の宣誓を以て職に就くものにして強制的終身官たれども裁判官の終身官を司法に委するを誓ひて上任するものに非ず全く自由的終身官にして本人の自ら轉職を望むとを得べく轉職を望む場合に之を許すことあるへし唯た天皇の意存より政府の都合により本人の意志を問はずして其職を免ずると能はざるのみ願ふ終身官の司法權獨立に於ける擔保の又之を以て足れりとせん

「其ノ職ヲ免セラルコトナシ」の語の更なる説明を要す尋常免職とい官吏社會を脱するの謂にして其職を變し甲部より乙部に移るも苟も官吏社會に留まり居る以上の之を免職といはざると普通の語例たり然れども茲の特は「其ノ職」と明言したれば裁判官の職たるを判然たり即ちたとひ轉任もせよ何れもせよ裁判官の職を離るゝとい凡て包含するとと解すへし然らざれば骨鯁の裁判官の何時もて移して他の政務に就かしむるの便宜を得べく何を以て司法權の獨立を得ん

右に述べたる如く第二項を以て裁判官終身在職の原則明かりとするも其例外たる罷免の條件にして天皇又は政府の隨意に制定し更改するを得るものならんは不羈獨立の擔保の決して完全なる能はず去れば其條件の一たる刑法か一箇の法律たる（憲法第二章第二十三條に依り）と同しく其二の懲戒條規も亦法律の定むる所たらざるへからず是れ第三項の規定ある所以にして第二項の原則をして完備ならしむるに必ず此明文ありるへからず現今の懲戒例の他の官吏と同一かれども追て之を改正せらるゝは於て他の官吏に適用すべきものといはざらば裁判官に適用すべきもの必ず法律を以てせらるべきあり

現行裁判所官制によれば裁判官とい各裁判所の長、局長、評定官、判事、及び判事試補を總稱し（第一條）るものにして第八條以下の實は本條と相表裡するものあり即ち之を左に抄録すへし

第八條 裁判官及檢察官トナルノ資格ハ別ニ試験法ノ定ムル所ニ依ル

第九條 刑法第二編第四章第一節乃至第六節第九章第二節第二百八十四條乃至第

二百八十七條第三編第二章第一節乃至第六節ニ掲クル重輕罪ヲ犯シテ有罪ナリ

トノ言渡ヲ受ケ其言渡ノ確定シタルモノハ裁判官及檢察官タルコトヲ得ス

第十條 大審院長局長評定官控訴院長檢事長及始審裁判所ノ長ヲ除クノ外裁判官  
及檢察官ノ任所ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十一條 新ニ裁判官ニ任セラル、モノハ治安裁判所ニ於テ其職務ニ服シ治安裁  
判所裁判官又ハ檢察官ニシテ一年以上其職務ニ服シタルモノハ始審裁判所裁判  
官ニ任スルコトヲ得

裁判官檢察官ニシテ五年以上其職務ニ服シタルモノハ控訴院裁判官ニ任スルコ  
トヲ得

裁判官檢察官ニシテ十年以上其職務ニ服シタルモノハ大審院裁判官ニ任スルコ  
トヲ得

第十二條 裁判官ハ刑事裁判又ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其意ニ反シテ退官  
及懲罰ヲ受クルコトナシ

扱刑法を按ずれハ其第一編第二章第三節附加刑處分に付き其第三十一條ハ剝奪公權  
を解明して官吏と爲るの權を公權の第二ハ置き其第三十二條ハ重罪の刑と處せられ  
たるもの、終身剝奪公權を規定し而して其第三十三條ハ左の明文あり

禁錮ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒズ現任ノ官職ヲ失ヒ及ビ其刑期間公權ヲ  
行フコトヲ停止ス

とあり願ふも本條第二項の意義たる刑法よて公權を失ひ官職を失ふと定まりたる重  
罪犯及び輕罪犯中禁錮の刑を受けたるもの、限り裁判官の職を免するの義ヲ將テ他  
の法律例への裁判所官制の如きもの、刑法上某の罪ありと確定したるもの、裁判官  
たるを得ずとある其刑法上の宣告をも併せて包含するか法文簡短にして明知する由  
由なし字漏生白耳義の憲法よ於てハ法律よ定めたる事故の爲メ裁判を受けたる由

るの外云々とあり包含する所廣くして意義明確なきとも我憲法の本條の稍々解し難き所あり尤も刑法第三十一條乃至三十三條の犯罪の大抵裁判所官制第九條の犯罪（贗造偽証其他信用を害する罪、官吏瀆職の罪、賄賂の罪、竊盜其他財産を對する罪）を包含すと雖も又互に相出入する所あり兩者共効力を存するや將た官制第九條の憲法を牴觸するが爲に効力を失ふものなるか判然ならず且つ刑法により懲戒によりて免せらるゝ審問を付きての幸國其他の憲法多くの明文あり我憲法が特よ之およびざるの別は深意ありて然るや否や知るべからずと雖も憲法第二章第二十三條の明文あれば其必は法律によるべきや亦知るべきのみ又幸白の憲法の非職退老の勿論、任地の轉換までも憲法を規定したれど我憲法の之を關して何等の明文あらず唯だ前條及び本條の旨趣を推して考ふれば裁判法構成法に於てせざれば必ず別は法律を以て其條規を定めらるべきや知るべきなり

裁判官の法律を定めたる任用の資格を具へたるものは非ざれば之は任ずるを得ず其官職は終身のものとし職務を失ふべき刑法上犯罪の所爲ありて有罪と言渡され若くは懲戒例により免職の罪に該當する所業ありて其處分を受くるより外決して其職を奪はるゝとあるべからず而して裁判官懲戒の條規は其官衙の構成任用の資格と同じく法律を以て之を定むべし

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

本條の裁判公平の擔保たる法廷公開の原則及び其例外を示したるものなり  
裁判官の不羈獨立の意見を以て法律を解釋適用し以て訟獄を斷するものなれば其權力の發動する所の臣民の權利義務と國家の安寧幸福とに關するもの甚だ大かり若し一切秘密を以て之を行ふに於ては私曲苛酷の弊其中に入るとなしとせず他なし裁判

官の職權の其施行に限制なければなり而して行政權の干渉を免るゝに於てはたとひ古來各國に其例多かりし彼の王命を以て司法官を威壓し以て其裁斷を枉けしむるか如きとあしとするも汚吏或は出て、行政府と相聯合し結托し以て偏私を營み以て政府及び官吏を抗したる罪人の審問を酷とする等のと亦必ずしも之なきを保たず乃ち正義を憑り法律を執行する司法官は最も欠くべからざる公平の一義の法廷秘密の爲に全く埋没を従ふの懼れあらん是れ公開の原則ある所以あり然れども裁判公開の原則に決して例外なきものは非ず之を分ちて二種とす一は手續上の例外として二は事件上の例外なり

凡そ司法權執行の手續上の民事に受訴對審判決の三段あり刑事に捜査起訴豫審對審判決の五段あり受訴捜査起訴の如きは事實上公開すると能はざるものにして又之を公開する必要なく豫審の公開すると能はざるも非されども事實の發見を以て目的とするものあれば之を公開するに於ては機密漏洩の懼れあり爲に罪證を掩滅せしめ共

犯者に遁避の道を與へ其極まる所を推せし社會の罪惡除くに由なく良民の爲に禍難を蒙るゝ至らん是れ被告人の便益を奢々として公共の安寧幸福を顧ざる宋襄の仁たるも過ぎず故に各種の手續中特は之を公開原則の例外と置くもの各國皆其軌を同じくし新聞條例の寛大ある國に於ても亦痛く豫審記事の公刊を禁したり我憲法も斯例外を認め裁判の公開すと汎言せずして之を對審判決に限りたるあり

又裁判の事件の千差万別にして其性質によりては公開の爲に社會を毒するものあり即ち公共の安寧を害する内亂外患兇徒嘯集等の罪の如き社會の風俗を害する猥褻姦淫の罪の如き將た一種の事情を存する離婚の訴訟の如き若し公開の法廷に於て一々其事實を審査せんには民心を煽起して禍亂を思はしめ或は内行の醜、閨門の私を公衆の耳目に暴白して風俗を敗るの虞あり是れ我憲法に之を認めて公開の例外とあしたる所以あり

然れども此事件上の例外は本條に明定したる二種の公開手續中其一即ち對審に限り

之を存するものにして決して判決に及んず蓋し判決の裁判手續の終局にして之より權利の存する所、罪責の歸する所を明とするものおれい之を言渡すの固より公明の手續は因るべく而して公明の手續は由るも事實の詳細は涉りて之を覆審するは非ざるう故は公安公德を害するの懼れおけいなり

扱手續上の例外の憲法明之を定め公開の原則を以て對審判決の二者は適用すると限りたれども對審公開は於ける事件上の例外の何人が之を認むるかといふは本條の文面の司法權を標的とて命令したるものおれい「公開ヲ停ムルコトヲ得」とある得るもの。の裁判所なり即ち安寧秩序風俗を害するの虞ありと認むるの權の憲法之を裁判所は與へたるものあり然らば則ち裁判所の隨意は認定をあすを得るか

と云ふに然らず憲法の公開の原則を重し其裁判所の隨意に之を停止するを許さず去れいとして天皇若くは行政權を以て之を監査するとせよ又司法權の獨立を害するの懼れあり是に於ては獨立と任意との衷を裁して二個の定準を設けたり

其一の法律豫め其場合を定め裁判官の定準となすものにして之を規定するは治罪法

訴訟法に於てす即ち我現行治罪法第四編第一章第二百六十四章の

被告事件公安を害し又ハ猥褻ニ涉リ風俗ヲ害スルノ恐アル時ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訊問及ヒ辯論ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得其裁判言渡ヲ爲スニ當テハ傍聽ヲ許ス可シ

とあり又明治八年二月二十二日第三十號布告を以て定めらるる民事訴訟審判の儀人民一般の傍聽差許すの本文は左の但し書あり

但男女ノ間ニ起リシ風儀ニ關スル訴訟ハ此限ニアラス

其二の裁判所の決議を以てするとなり是れ治罪法訴訟法明文規定の外特は公開を停むるの必要ありと認めたる時に適用するものおして前項の場合に法律に依りてあすの係り裁判官其職權を以て之を行ふを得べく其然らざるもの。の裁判所の評議に付して決して各箇法官の私擅に流るゝを防ぐと共に司法權獨立の本旨を全くするもの

なり例への現行訴訟手続中に男女の間に起りたる風儀に關するとあれども風儀に關するもの必ずしも男女の間のみに限らず故に斯る場合に裁判所の評議を付して公開の停止を決するとしたるあり

さて前に述べたる民刑事審理手続の外に裁判官の評議の如きも又一種裁判の順序たり然れども此評議の行政府に於ける官吏の會議と同しく公事の機密に屬すべきものにして其記事の或の之を調製せず或の藏めて秘庫に納るゝを法とし決して之を公開して機事を漏洩し爲に司法の目的を誤るへうらす故に本條の又之を公開の度外に置きたり則ち前項に於ける公開停止評議の如きも固より之を密行すべきあり左に掲ぐる現行官制第四十二條を參看せよ

裁判所ノ會議及議決ハ之を公行セス其狀況及結果ハ一切之ヲ漏洩スルコトヲ許サズ

又本條に於ける裁判所の決議とあるの係り判事の評議あるり將た所員の總會議あり之を定むるの構成法又の裁判所の職制章程に於てすへきあり現行官制に特に之に關する明文あらず

さて茲は事實に就き對審判決及び公開の義を示さん對審の民事に於ての原告被告を刑事に於ての檢察官と被告人及び其辯護人并に民刑共各其關係人引合人証人等を一處に會し其言ふ所と盡さしむるの謂めて判決との民事の言渡し刑事の宣告をいふ而して公開との原告被告及び檢察官被告人の外更に廣く公衆の傍聽を許すの謂あり

裁判の手續中其對審及び言渡し宣告の民刑兩事とも一般公衆の傍聽を許すを原則とし但し國家公共の安寧秩序を害し又は社會の風儀を紊るの懼れある犯罪及び訴訟事件は治罪法訴訟法等法律の定むる所により又は之を審理する裁判所は評議により其對審に限り傍聽を差止むるを得判決の公開は法廷に於てすべき

は勿論あり

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノハ別ニ法律ヲ以テ之

ヲ定ム

本條の第五十七條の餘論として特別裁判所の規程を與ふるものあり

裁判所の其種類の如何を問はず齊しく司法權を行ふ官衙たり其職權構成の規程の第五十七條已之を盡せ而して司法權の命を聽く所の法律に止まると其精神たり然れども裁判所の中より一部の人民を特別の事項に付き取扱ふものあるが故に第五十七條の法文を解釋するより一方之を一般の事項に付き一般人民の訟獄を司る尋常裁判所より限り従て或の行政命令を以て別な特殊の司法官衙を構成するの濫弊を來さんことを慮り茲に改めて第五十七條の意義を補縮し而して別な特別裁判所と雖も尋常裁判所と同様に法律を以て其構成を定むべしと示されたるあるべし

裁判の管掌は普通と特別とを分つる場合によるものと性質によるものとの二種あり

一の憲法第十四條に規定したる戒嚴の場合にして合圍地境内に在り尋常の裁判所を以てしての危急に應ずる能はざるより軍事に係る民事及び尋常刑法の事件をうら國事瀆職殺傷盜劫放火潰堤覆船毀舎等の犯罪審判の之を軍法會議に於てし又境内に裁判所なく若くは其管轄裁判所との通路斷絶したる時に一切民刑の訟獄總て之を軍衙の裁判所に屬するの類なり是れ一時の變に處する規程にして亦固より法律の定むる所たり而して本條の旨趣の第二種即ち平常より取扱ふ事件の性質より法衙を別置するの規程を與ふるに在り

法律の同等を以て一切の臣民を視ると雖も臣民の職分又は行爲に就きては或は國家生存の必要より或は臣民保護の目的より同一の手續を以て同一の法律を行ふを不可とするものあり是に於てか特別裁判所の設けあり我現行の法より陸海軍刑法あり治罪法あり軍法會議又は法官部と稱する特別の裁判所より於て特別の方法より之を施行す蓋し軍人の其性質上各個人の身体性命を犠牲にして國家の安寧を護るの義務あり



るものおれの國家防護の必要によりて、或の嚴重の法律に服従し或の密行の法廷に  
審理を受けざるへからず然れども是れすら猶天皇及び行政權の隨意に濫用するを防  
かんため必ず法律を以て豫め其組織權限を規定するものとあししたるあり

又各國の例を案するに歐洲大陸の諸國の大抵特は商事裁判所を設けざるものあらず  
其理由ハ商事ハ一般の事件と異なるか故に之か法律の適用をなす裁判官ハ特別の知  
識を具へざるへからず且つ機敏を主とし判決を急ぐを本旨とするものおれの十分に  
人民の權利を保護せんと欲せし尋常の法廷に於ける尋常法官の手は委すへからずと  
いふは在り英國ハ商業隆盛の國あると其判事を取るの法大に完備せるとより此の如  
く商事裁判を一般裁判の外ハ特置するを要せずと雖も是れ以て他邦を推すへからず  
我邦の如きも後來臣民保護のため此の如き裁判所を設くるの必要を生ずるとあるへ  
し左あらん場合ハ固より本條より法律を以て其規程を定むへし其他外國も存す  
る工事裁判所の如き苟も尋常裁判所と職司を異にするものハ皆本條の旨趣により法  
律を以て其職制を定めらるべきあり

要するも本條ハ第五十七條に於ける一般裁判所の管轄より分割して特別に裁判の職  
司を要する事柄の規程を定めたるものにて一方ハ特置の事を認め他の一方ハ特  
置するも付きても決して行政命令を以てせず第五十七條に於ける尋常裁判所の如く  
必ず法律を以てすべきを明にしたるものあり

尋常民刑裁判所の外陸海軍法會議法官部商事裁判所等凡そ特別  
裁判所をして管轄審理せしむべき事項ハ付きては別に法律を以  
て其規程を定むべし

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリト  
スルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ  
屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

本條ハ行政裁判所の管轄を明あして行政權作用の擔保を示したるものあり

権利の争を判決するの司法裁判所の職掌たりと雖も争訟の必ずしも人民相互の間のみよ起るに限らず行政政府の行爲の主として人民に對し發動するものあるが故に人民と官廳との間に往々衝突を生ずるとあり而して其事件の種類により之を訴訟とあるべきもの、否ざるもの、と大別す

訴訟とあるべきもの、行政官廳と人民との間よ起る権利の争よして此争にも又二様の別あり其一の官廳か、一個の民法人として人民同様の權利義務を行ふより生ずる訴訟よして賣買讓與請負其他契約よ關する損害賠償の訴訟等之よ屬す其二の官廳か憲法及び行政法よより特別の委任を受けたる衙門として其職權を行ふに方り人民の權利を傷害したる場合よ於ける救濟要求の訴訟是なり例へば租税を課し兵賦を徴し公益の爲よ私有土地を收用し公健の爲に街渠の浚渫を命ずる等法律により與へられたる職權を行ふに方り人民よ於て官廳の所爲法律よ違背し若くは其解釋適用を誤りたりと視認め從て權利の回復を求むるが如し

右の如く官廳と人民との衝突中其訴訟とあるべきもの二種あれば從て之を處分するの道も亦二致あらざるべからず而して第一種の訴訟の官廳たどひ其兩造中の一たるも其事件の尋常の民事たり商事たるよ過ぎず去れば之を裁判するの司法裁判所よ一任して毫も不可あるとなし

其第二のものよ至りては則ち然らず第一行政權の司法權を侵蝕せざると共よ又宜しく司法權の支配干渉を受くべからず二者の官能其根柢よ於て大よ異なり行政の便益を主とし法律を限界として國家人民の安寧幸福を謀る者よして苟も法律よ違背せざる以上の如何あること雖も之を自由よ決行し以て公益の目的を達するを本務とするものなり而して司法の法律を主として直ち之を適用するものよて法律及び其根柢たる正義の一邊を顧るの外他に問ふ所あらず去れば行政權の發動により生したる事件よ以て司法權の處分よ付し賠償其他の裁決を與へんよ行政權の間接よ司法權の支配を受くる姿とあり裁判所の直接よ行政官廳の處分を破毀するところさる官廳をし

て之と貫くと能はらしむるに至らん。第二官廳の賠償の二は之を人民一般の財に  
 取りたる國庫より之を支辨するものあるが故に妥當の判決に彼の法律一偏を以て足  
 れりどせず十分は公益の精神を以て之をなさるべからざるあり。第三行政の事の千  
 緒萬端あり其事務の繁多よりいふも之を十分は取捌らんは分業の原則を用ひ別種  
 の官署に委せざるべからず。第四司法裁判官は必要ある民刑訴訟治罪法等の研究に以  
 て行政處分をさすの資料となすに足らず必ず特別の學識を要す凡そ此等の事實は佛  
 獨埃及び西班牙等も此一種の訟獄を斷とる特別裁判所の起りたる理由なり。

我邦從來の法規を按するは明治七年九月二日司法省第廿四號達人民より院省使府縣  
 に對する訴訟假規則四條あり其第一條は其訴訟の事件を土地會計貸借建造の數項に  
 限り

凡人民ヨリ院省使府縣ニ對シ一般公同ニアテザル人民一個ノ訴訟ハ司法官ニ於テ  
 受理スベシ

と規定し更は同八年五月二十五日司法省甲第五號布達を以て右等の訴訟を上等裁判  
 所(今の控訴院)に於て受理すると規定し又同十四年八月五日司法省甲第四號布達  
 を以て人民より郡區長戸長に對する詞訟を地方裁判所(始審裁判所)に於て受理する  
 ことと定めたり即ち瑞西白耳義丁抹瑞典の諸國と同じく之を尋常の司法裁判所に委  
 して審理せしめ行政權に對する擔保としては縦に判決の前内閣に具申するの一條件あ  
 りしのみなり

然るに廿一年四月十七日發布せられたる市制町村制に於ては明に之を別置するの方  
 針を取り現に行政裁判所の名目あるのみならず之に出訴すべき場合をも定めたり現  
 今其組織あらざるがため内閣其職を行ふところあり居れり今日の有様の半は司法裁判  
 所に屬し半は行政府自ら之を裁判するの姿なりと雖も後來特別の行政裁判所を設置  
 すべきと市町村制の明文よりするも憲法本條の規程よりするも亦明あり  
 已に之を設くる上の行政權の作用に對して十分の擔保を與へざるべからず去れり人

民は於ての官廳の違法處分より生ずる權利の救済を得ると共に官廳亦徒に司法權の左右する所とあらざるの規程ありらざるは蓋本條の設けある所以にして一面は於ての行政裁判所の組織權限を司法裁判所と同じく法律を以て定むべしと以て政府の擅私を防ぎ一面に於ての法律を以て斯く定めたる行政裁判所の管轄に決して司法裁判所の侵食を許さず人民たどひ之を訴出づるも受理すべからざるものとし行政事件に於ける司法裁判所審判の効力を奪ひたるあり

抑も官廳と人民との衝突に必ずしも權利の傷害より起らす是に於ては第二種の衝突即ち訴訟とならざるものを生ず例へば水旱雨雹の故を以て不作を來したるは官廳の税法により假借せざる處分をあたしたる時の如き或は公益の爲道路を開くに方り法律により家屋の取毀を命ぜられたるため其位置に附帶したる特別の便宜を失ひたる時の如き利益の傷害に相違なきも法律已に豫め一般に渉る通規を示し若くは公益のため各國人民の利益を犠牲にするの制を設けたる上の決して權利の傷害に非ず從て

之を出訴するの權あり然れども哀訴情願の憲法第三十條に定めたる請願權によりて之を爲すを得へし但司法行政裁判所の知る所に非ざるのみ

將た理論上行政事件と司法事件とを區別するに決して容易ならず彼の兵器調達の契約の如き契約の一點よりいへば政府が一個法人として取結ぶものも過ぎず從て司法裁判所の管轄に屬すべきものかれども兵器購入の事たる唯た政府の職權を以ておし得べきとさればとて佛國に於ての之を行政裁判の域内にお置きたり之にお加ふるも劣等行政官廳の違法處分は其高等官廳に請願するも亦救済を得べきものあり若し漫然として行政官廳の違法處分により權利を傷害されたりとする訴訟と汎言し從て悉く之を行政裁判所の管轄に屬すと明定する時の實行上種々の差支へを生ずべし去れり其中めて行政裁判上の裁判に屬すべきもの理論の推定によらず法律を以て之を豫定するるといふならん

行政官廳とい各省道府縣廳郡役所等を指すものなり

行政諸官廳が法律に違背し若くは其適用を誤りて處分をおしたる爲、臣民は於て其權利を毀損せられたりとし訴出つる事件に於て別に法律を以て定めたる行政裁判所の管轄に屬すべきものは必ず其審判を受くべく尋常司法裁判所は之を受理すべからず

本章唯だ五條専ら權利の救済法律の適用に關する職司を明ます今之を概括すれば  
 (一)司法權の本源を天皇に發すと雖も之を行ふに獨立不羈の終身官を一任し其職務の期程、其官衙の構成、其選任の資格、其罷免の條件渾て法律の規定に附すると(二)其職權施行の手續中判決の悉く公開し對審の公安公徳のため法律及び當該官司の合議を以て公開を停むるの外同しく公開を原則とする(三)特別裁判所及び行政裁判所の各法律を以て規定し行政裁判所の職域の司法裁判所と判然相分たしむることあり更ふ之を禁言すれば司法權の獨立を擔保を與ふると共に又其臣民及び行政官廳に對して擅私をなすを防ぎたるものあり

## 第六章 會計

會計の國家の歳出入を料理する方法として立法と併行して國家經紀の最大要務たるものあり蓋し法の以て体系を統理し財の以て體質を保維す之を人身を譬ふれば法の猶神經の如く財の猶血液の如く外交上信約の存する所内治上政令の歸する所法に非ざれば則ち財あり而して歐洲代議政治の由來を尋ぬるは無形の權利自由を伸張し擴充するの目的を以て始めより之を創意したるものならず「チエートン」人種傳來の遺制たる納稅者の承諾なくして國費を集むべからずとの原則暴君の爲に遏められて行はれず苛稅重斂に困みたるより利益上已むを得ず政府に抗争するに至り其永久に渉る私産の擔保を求めたるより遂に殆ど各國の通制たるに至りたる彼の立憲政体を工夫したるありされは近代自由主義の一大原則として代議院を設け國務に參與せしむといふも畢竟會計を議するを以て第一の目的とし立法の第二に居るものあり而して議會權力及び其國家に於ける位置を知らんと欲せば先づ其會計に於ける權限を見

るへし乃ち我憲法か果して其幾分を固有の國風より取り其幾分を歐洲諸國に學びたる  
の本章を待ちて殊に明瞭あらん

第六十條 新に租税ヲ課シ及税率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定  
ムヘシ

但し報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限  
ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘ  
キ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

本條ハ國家の歳入を經理する總則を示したるものなり

國家の生存に必要な資財の之を得るの道數種あり皆歳入科目を組立つるものにし  
て租税の經常歳入に於ける國債の臨時歳入に於ける如き特に其重要なるものあり  
租税といふ廣く臣民に賦課し國家の權力を以て之を徵收するものにして日本臣民が此

權力を支配せられ法律の定むる所より従ひ必ず徵收の命に應せざるべからざるの憲法  
第二十一條の明言する所たり而して臣民の義務既に法律の規定に従ふ之に義務を負  
ひしむる所以の税法税率亦固より法律を以て之を規定せざるべからず是れ本條第一  
項の設くる所以にして第二十一條の義務規程も第二十七條の所有權擔保も課税を制  
限する本條の之と併行するなくんば彼此互に相撞着して臣民財産の安固を證するの  
由ありらん蓋し法律の必ず帝國議會の協賛を以て之を制定せざるべからず故に税法税率亦  
付き國民の富度を按し能く其宜しきを裁せんと欲せしむる之を法律の規定に任せざ  
るべからざるなり

本條を以て「新<sup>ニ</sup>」といふ何を以て「變<sup>ニ</sup>更<sup>ニ</sup>」といふ租税の一日もあつるべからず我國家  
既に税法税率の存するあればなり

何をか租税といふ學理上の抽象的定義によれば政府が豫め率を定めて全國民に賦課  
し強行納付せしむる金錢貨物にして特定の報償に屬せざるものを租税といふ然れど

も本條に所謂租税とい果して斯本義は該當したるものをいふか將た苟も租税の名目を以て政府に徴收するものを悉く包含するに憲法の文義分明ならず姑く之を論理に徴して解釋せん

(第一)憲法内にお於て意義を推究せんに歳入に關する通則の本條之を盡し本條の中租税國債其に大綱領たり歳入の源に此二者に限らず國家が一個の法人として所有する山林土地の所得の如き固より其一大源たり然れども直接に人民が國家に對する義務上の負擔とあるもの此二者に止まるべし即ち其永久に渉り年を期して負擔すべき國債に對して年毎に負擔する歳入を悉く租税と視たる姿あり(甲)又本條の中第二項の第一項の但し書にして但し書の本文に對する例外あり即ち但し書に明記したるものを除くの外に同類事項の全体を擧げて本文中に包含すると視做さるべし

(乙)第二現行の法令を按するに租税と稱するもの項目甚だ多く其中地租所得税海關税酒造税煙草税菓子税醬油税證券印税船税車税賣藥税印紙税等の學理上純然たる租

税に屬それとも郵便税鑛山借區税等の其性質甚だ疑ひし

(第二)其他複雑なる人事の現象を觀察して歸納する定義かれの學理上の名目の其意義往々明確に過ぎ實際の事物中其何れにも屬すべからざる變例を發見し爲す定義を改めざるべからざると少くらす之を要する人事に關する學科の未だ科學の体系を具ふるに至らざるありされの遽に之を應用せんとするも到底困難を實際に生ずるを免れざるべし

(第四)去れいとして租税の項目を明しせされの政府の隨意に他の名目を以て課税するに至らん即ち其大体に於ての範圍を明しせざるべからざるあり

右四種の材料を按して之を考ふるべき租税とい臣民普通義務として特一般より徴收し國庫に入るものにして第二項の但し書の外に在るものを總稱すと解するを穩當なりとすべし

税率と何ぞ租税賦課の割合にして課税の性質を考へ社會の情形を按し各種人民の

蒙るべき苦痛を斟酌して其輕重の平衡と求むるものあり或は比例法に依り或は連進法を取る税率の進度とする所如何の大に臣民の幸福に關す是れ税法と同しく宜しく法律の規定を待つべきものあり但し其徴収の方法に至りては或は法律により或は命令によるべきと會計法第三章第十條より「租税及其ノ他ノ歳入ハ法律命令ノ規程ニ從ヒ之ヲ徴収スヘシ」とあるを以て之を知るべし

報償に屬する行政上の手数料といふ人民普通の義務として政府之を賦課し徴収するもの非ず人民各箇の要求により政府があしたる事業又は事務に對し報酬として上納せしむるものにして登記料特許料商標登録料代官立學校授業料等臣民各箇のため行政事務を行ふ報酬として収入するものあり又其他の収納金といふ同しく報償に屬する行政上の収入として手数料に非ざるもの即ち官業鐵道の運賃等はなり彼の郵便税電信料の如き性質上報償的收納たれども政府之を專有して臣民の一日も之を由らざるへうらざるのみならず其出納相償はざる場合の社會一般公益のため政府の事業費金として之を租税となすの必要あるへま又本條已に行政上の手数料と限りたれは訴訟印紙税の如き控訴入費の如き同しく手数料たり同しく報償に屬するものありとも司法の域内に在るか故に本項規程の限りに非ず前項に依り特は法律を以て之を更定するや或は治罪法訴訟法に由りて之を更定するや何れにして法律を以て更定せざるへからず行政命令を以て之を專行するの區域の特に行政上の報酬的収入を止する

國家の臨時歳入亦數種ありと雖も官有物の拂下等の直接に臣民一般の負擔とあるものにあらす其第一は直接の負擔となるもの一時非常の國費に供せんため國家の信用を以て將來の歳入を抵當とし年を期して償却するを約し内國臣民又は外國の政府臣民より借入るもの即ち國債是あり願ふ其支辨の年々臣民一般の負擔に係るを以て國債を起すといへは間接に新税を課すると同様の結果を生ず然れども起債の行政處分にして立法の事非ざるか故に之を法律とするを要せず去れはとて會計に關



する重要な政務たり臣民の負擔に關すると甚大なるものあれば帝國議會の協賛を待ちて之を決することおしたるあるへし即ち立法行政の外形に拘泥せず専ら臣民財産の安固を擔保するを目的としたるものあり

國債の一種類は大藏省証券なるものあり金庫の都合より三ヶ月若くは五ヶ月の支拂を期限として發行するものにて況く國債といふ時の固より之とも包含すれども本條は之を例外に置き長期に渉る政府の負債のみを國債と稱したり去れの會計法第二章第九條に左の明文あり

毎年度大藏省證券發行ノ最高額ハ帝國議會ニ協賛ヲ經テ之ヲ定ム

是れ其同一年度内にお償却するものたるは豫算に従ひ支拂をなすに方り國庫の都合を以て便宜發行するものたるは二條件あるに故に之を永久負債と區別し一々帝國議會の協賛を経るを要せず唯だ其最高額のみ協賛を経ると定め便宜發行の限度を示したるものあるべし

又政府のちす契約として國庫の負擔となるべきものあり例へば某鐵道會社と利子の保證をなし又ハ保證金を與ふる契約をなし若くは土木營造を請負はしむるが如し其豫算中に在りて已に帝國議會の協賛を経たるもの固より改めて之を議會に諮ふを要せずと雖も豫算成立したる後別に此の如き契約をなすに於ては必ず議會の協賛を経べきものと定めたり是れ契約の固より政府の權内に存する行政處分あれども臣民の負擔に關するを以て豫算又ハ國債と同じく帝國議會の協賛を経べきものと定めたるあり

さて本條に規定したる所を通觀すれば臣民の義務的負擔となるべきものハ立法行政の論なく一切帝國議會の協賛を要するの主義を認むべし即ち税法の新設税率の更定の立法會計として國債及び契約の行政會計たり立法に至りては必ず天皇の裁可を待つと雖も行政處分の法律は非ざるが故に毫も裁可の形式を要せず議會の同意を得れば直ちに之を執行し得ざれば之を執行する能はざるのみ政府の議會の意に反して

之を決行せざると恰も天皇の議會の否決したる法律案に裁可を與ふると能はざる如し

新に租税を臣民に課し及び從來存立したる租税の割合を改むるは渾て法律を以て之を定むべし然れども行政上の事業及び事務に對し各個人が政府より利益を享けざる報酬と爲て支拂ふ手数料及び其他同種の収入金の行政命令を以て之を定め法律を以てするを要せず而して政府將來の収入を抵償として借入れ臣民將來の負擔と爲るべき内外國債を起し又は毎年の豫算に定めたる外政府の契約にして國庫の負擔と爲るべきものは元來行政處分なりと雖も必ず帝國議會の協賛を経て之を行ふべし

第六十三條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

本條の現行税の法系及び國費恒定の原則を示したるものなり

前條已に租税の新設、税率の変更を規定す則ち從來存立の税法税率の其範圍の外に在るや明にして從て之を奈何すべきの疑問を生ずべし是は於て本條の規定あり本條の包含する所分ちて三項とす曰く現行税制の効力舊に依ると曰く之を改むる必ず法律を以てすると曰く國費は恒定のものにして税法の効力の一年度間を限らざる是なり

憲法の國體を變し統治權の所在を變更したるもの非す同一の主權者同一の國體を明文に表示したるまでにて新に機關を制置し大權施用の方法を改めたるは固より之ありと雖も決して革命を以て國家法令の出づる所權力の存する所を更めたるに非すされは其法系は前後聯續して互に源流を異にする所あらず舊法の條款中憲法の條規に抵觸したるもの其効力を失ふと勿論されども之に違背せざるもの其効力を存すべきと勿論あり去れは前條に於て新課變更に限り法律を以てすと定めたる以上

の舊税法税率の固より舊に依り徴收すべきと勿論かれども鄭重を務め誤解を防ぐん  
 うため殊に其法系を明にし舊に依り徴收するの主義を明示したるなるへし乃ち第二  
 項の前條の規程にして第一項の其自然の結果たるのみ

さて第一項の舊に依り効力を有する一事の彼の國費恒定の主義を含蓄するものか  
 り國費の恒定どの何ぞ國家の生存に一日も欠くべからざる費用の之を國中臣民の義  
 務的負擔とし臣民の一日も納税の義務を離るべからず國家の其權力を以て徴收の永  
 制を建つると是なり彼の歐洲に於ての「ニュートン」人種の遺風にして英國古代憲法  
 の一原則たる王の須く己れも食むべき King must live on his own との訓言に依り  
 政費の御領より支辨するを常則とし租税の特は臨時の不足を補ふものとしたる歴史  
 上の事歴と人民を以て構成したる國家の人民之を破毀するの權力を有すとの民約的  
 妄説よりして國費も税法も一年限りのものとして其年度毎に人民之の負擔をし承諾  
 するものとし政府の斯の承諾を仰ぎて生存するの主義行われ佛國白耳義の憲法の分  
 明に之を制定したり然れども此主義の法理上政理上よりして採るべからざるの理由  
 甚だ多し今之を列擧すべし

(一) 法理上國家の統治の主体たり國民の統治の目的物たりされり國民を以て國家  
 の生存を左右せしむるべし

(甲) 國家を一時の約束にて存立する無主權体とするべし

(乙) 統治の主体を制するより更に一種の主体を以てすること

(丙) 統治の目的物即ち統治さるべきものを以て統治の主体即ち統治するもの、  
 上は權力を有せしむること

を認むるものにして何をも撞着を極むるものあり

(二) 政理上國家經紀の便益を考ふるときに

(甲) 手数の煩しきこと

(乙) 其割合より必ずしも新税源を得ざるべし

(丙)若し得ることあれば國民經濟上の有様を劇變せしめ若し之を得ずとするも人民の議會の鼻息を伺ひ生産の企業を躊躇すること

(丁)代議士が一部人民の私利を謀るの弊を生ずること

等の理由あり理論上一年制限主義の法理政理を背馳すると此の如きのみならず其實行の迹に至りても一として此理論の効力を証せざるなし即ち英國に於ての地租關稅印紙稅消糜稅の固定財本の一として其收入に歸し恒定の租稅たり決して年々國會の議を付するを要せず其年々の議定を係るものも總歲出七分の一を過ぎず彼の憲法の明文を存する佛國白耳義すら特は無用の形式を存するのみ實際國費の全部を毎年討議することの決して之なきあり

憲法已に舊に依り之を徵收すといふ稅制稅率舊の儘を據置き別は議會の承諾を経るゝ及ばざるとあり

現行租稅の條目に付きての前條の解を參考すへし

現在賦課せる租稅の前條により更は法律を以て改めざる以上別は議會の協賛を待たず其種目割合共從前の通り之を徵收すへし

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ

經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ  
後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

本條の毎年の財政方案を參與する帝國議會の權限を示したるものなり

國政經理の要道の國家各機關運用の統一調整を在り而して此統一調整を求むるの其大体は於ての憲法法律の規程を以てすへしと雖も法章の職權の分界と與ふるを止まり其作用を付きて明確なる數量的準度を示す能はざる故に細目に涉りて各機關の運用を統攝し節制するの事務を行ふ費用を各其條項を付きて豫定するより善きなし複雑を極むる人事を豫想して算當を立つるの決して其毫釐を差へざるを期すへか

らずと雖も其大体の限度に於ての豫め標準を設くるを得へし去れば一方は於ての國家の威信を保ち政府の職務を行ふに必要ある費用を其各部に付きて豫算し更に一方に於ては諸種の税法の結果として又國有財産政府事業の實入として國庫に收納するものを豫算し以て政務の進度を定むると經國の一要務たり然り而して國庫の財源たる臣民の資力より常々消長あるのみならず時運の變遷より世界の大勢を動かし國家の体面を保ち生存を全くする費用も亦外部壓力の増減により加損する所あるべく内政の整理も各部一齊に張弛を同じくするを要せず或は此れ或は彼れ時に應じて宜しきを按し以て事務の伸縮をなさざるべからず是れ歲計豫算の欠くべからざると共に又其項目を付きて百年の大計を定め國是を作ると能はざる所以なり而して期限を分割して豫算を變更するの界線は何れの處も求むべしといへば天事循環の一周年を以てすると最も適當あるべし

さて國庫の負擔は直接は臣民の財資に影響するものあるべからず故は我憲法の各國憲法の

一精神たる自由主義の一要項を取り已に前條に於て歲出入に關する立法の勿論行政の一部までも帝國議會の協賛を要すると定められたり而して此精神を貫徹せしめんにより更に國家歲出入の全体に付き協賛を求むるを必要とす是れ本條の規定ある所以なるべし願ふに立憲政治の微妙作用の主として本條に存す

法律の制定に必ず帝國議會の協賛を要するが故に政府がなす所は對する一方の防障即ち行政施設が各箇臣民の權利自由に對して超越すべからざる分界は茲に判然と立ち居れども行政の爲す所は必ずしも法律の規定したる事項に止まらず苟も彼の分界を侵さざる限りは自ら公共の安寧臣民の幸福を増進するに必要ありと認むるが儘に法律に雁行する許多の處分をなすとを得べし然れども安寧幸福の見込を立つるに全く政府の見るところに任ずるものなきは當局の職司として其見る所を誤り或は小人朝に立ちて威柄を弄せんとするより方りては決して臣民に國家に禍難を來すとあきを保たず是に於て行政費用の進度に付き國民の代表者をして參決せしめ直接は行

政事務を支配し監督するところも費用の點よりして間接に監督をなさしむるの要あり臣民の毫も自ら施政に干預せざるも政府の施設に必要な費用を付きて其代議士の豫め諮詢を受け意見を陳べ其大体の準據を定むるを得るあり是れ政府の妄濫を防ぐの必要擔保たり

去ればとて立法職の專任者たる議會が行政權を侵して其上に非常の勢力を行ひ行政府の一擧手一投足も皆其拘束を免れずとすれは第一の行政に必要な活動の運用を妨げ第二に立法權の過大を致して各箇臣民の利益を先にし國家の私益を後にするの弊を生ずべく殊に君主國に於ては統治權の統治權たる所以を没して立法部を統治者とするの實形に陥るへし是よ於て歳出入豫算の協賛を経るを要すれども之を法律といふは従て數量的準度といふせども數量的命令といふは行政府の事務の必要より其外に超過する支拂をあたすとを得べく又固より必ず定めたるだけの國費を消糜せざるへからざるの義務あらざるあり又固より歳入に關する法律(税法等)の

結果より豫算外の收入ありたれはとて政府の所爲を不法ありとすると能はざるあり又固より豫算に於て政府が法律上爲さるへからざる職務を制限し停止すると能はざるなり語を更へていふは豫算に協賛するは帝國議會が政府に許與すべき金額を定め其範圍に於て事業を行ふへしといふの義は非ざるあり大抵其位ならは我國民其負擔に堪ふべく又其位の負擔せざるへうらすと承認するの義なり即ち議會の豫算を議するに方り政府が職權を以てあたすべき事業を論及し其存廢其張弛を議するを得れども固より法律に定めたる事業を廢する能はず又法律に定めたるものに非ざる政府事業にては政府に對して命令的制限を加ふる能はず政府が責任に任して之を行ふ以上は豫算外ありとて決して越權ありといふと能はざるなり各國の憲法往々豫算を認めて法律となしたるものあり法律を以て議院の協賛を経たる一種公文の名目とすれども差支なきとなれども政府之に遵ひ臣民之を守るべき強行的命令の義とすれば大に事理に違ふを視るべし

夫れ然り行政府果して豫算を確守するの義務なく其範圍を超逸するも之お加ふる制裁なしとせば帝國議會の協賛將た何の要かある臣民權利の擔保將た何の實ある嗚呼是れ本條規程の微妙作用を存すといふ所以なり何を以て之をいふ豫算已に法律に非ず政府其必要を認め何時亦て之を超逸して其事業を行ふとを得へし是れ行政權の作用に與ふる擔保たり然れども已に臣民を代表する議會の協賛に決したる公文なれ其政治上の勢力に法律上の効力に勝るものあり法律の効力を支ふるに國家權力の制裁に止まれども此政治上の勢力に國民多數の意思即ち輿論を後楯とするものあり統治權は國民多數の服従之に根據たるとされ國民多數の服従永く去る時の統治權の外に移る時あり其政治上の勢力決して有司の專裁を容るゝものに非ず有司に法律上自由運用の職權を有するも運用の範圍に知らず識らず民の則に順にさるへからそ行政權の施用に天皇之を指定し帝國議會之を監督す是れ立憲政治の妙用ありさて議會の行政權監督の二様あり甲の事前協賛にして乙の事後承諾あり毎年期を

定めて一年間の歳出歳入豫算を議定し又臨時事件の起るに際して其費用を議定する甲種の監督に屬し事情止むを得ずして豫算に超逸したる支出をきたる時之を吟味して追認を與ふる乙種の監督に屬す乙種の監督に法律上の制裁をかけた甲種の監督も亦制裁なきと分明されども前にも述べたる如く乙種の監督を行ふより方りて吟味の結果により當路の大臣お對し彼の政治の勢力を行ふとを得るか故に決して無用の監督ありといふへうらざるあり

さて本條に國家の歳出とあるに皇室費國務費を綜合し凡そ國家の体面を持ち生存を全くするに要するの費用にして一切國庫を経て支拂ふものを總稱し歳入とに租稅國債其他行政上司法上の手数料等凡そ國庫お收入すべきものを總稱す而して此歳出歳入の毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べきものと定めたり豫算とに前數年の比較を取り若くは其他の方法により其年度間施設すべき政務と同年度間に收入すべき金額とを想像を以て槩算し之を表示するの謂ひて前にもいへる如く施政の準度とある

へきものたり又前の理由に従ひ臣民を代表する議會の協賛に任せたるものなり  
豫算の提出方法、及び其形式の重要あるもの會計法之を規定し其調製の細則の會  
計規則之を規定せり即ち會計法第二章に左の條項あり

第五條 歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

第六條 歳入歳出ノ總豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項

ニ區分スヘシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一 各省ノ豫定經費要求書但シ各項目ノ明細ヲ記入スヘシ

第二 其年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ歳入歳出現計書

第七條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一 豫備金

第二 豫備金

第一 豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二 豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第八條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ年度經過後帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ  
求ムルヲ要ス

されバ右の豫算とハ決して歳出入の總額を定むるのみの謂に非ず各部に付き款項を  
分ち互ハ流用を許さるゝものたり然れども人事の定めあきの決して豫想の如く推移  
すべきもの非ず特ニ數字を以て一錢一釐と割出したる豫算の必ず實際の事件に應  
トて分毫の義の生せさるとハ決して望むべからず之をなす如何  
豫算の前にも述べたる如く決して之を法律といふへうらす去れハ其指示する所の亦  
他の行政命令と同じく憲法法律の範圍を超ゆへうらす乃ち憲法に定めたる大權の施  
用、法律に定めたる國務の執行の豫算ヲ制限あるう爲に之を停め之を廢すへうらす  
一日國法われハ一日モ之か執行を怠るへからと議會ハ豫算を定めたりとて行政の準



度を示すよ過ぎざるものあれば之を以て國法の作用を制限すへからざるなり然らば則ち豫算の空文に過ぎず之を定むるも徒に手数を増すのみにて他は功用あらむ唯た一時民心を鎮むるに止まるものなるかといふに是れ決して然らず

行政命令の法律の範圍を侵すと能はされども其執行力即ち法令としての効力に至りては決して法律と異なる所あらず今豫算も亦行政命令の一種なれば帝國議會の協賛を経たる上の又一個の勅令として發するとなるへし則ち若し其條款よして精密明確なれば人事豫想外の變動よりては不足を告ぐるとある方多かるべし豫め之に處する所以なくんば豫算が國法の範圍に於て有する効力あからん

我憲法の是に於ては豫備費を豫算中と設くるの規程を立て(第六十九條)是に於ては緊急處分の方法を設け(第七十條)而して事後承諾の法と事前協賛の法と併用する以て行政の作用を敏活にし以て議會の協賛を経たる豫算の効力を完全ならしめたり

本條第二項の事後承諾の法を示したるものにして「豫算ノ款項ニ超過シ」とは陸軍費

かり海軍費あり避くへからざる必要ありて豫算だけの金額にて引足らぬ時に豫定の額より餘分の失費ありたるをいひ又「豫算ノ外ニ生シタル支出」といふ豫算の款項中になき豫測外の非常費用と生したるをいひ共に公共の安寧臣民の幸福を増進する爲めの政府の豫算を口實として其責を辞すへからず是に於ては其職權を以て支出の處分をなし帝國議會の開會を待ちて其既決の處分を對する承諾を求むるをあり承諾といふ第八條に於ける承諾と同義にして事済みの後承諾を得るの謂かり而して政府已に之を求むといふ之を與ふると與へざるといふ議會の權内に在り議會の調査を遂けたる上にて果して當然の支出ありと認めれば其旨を通知し否されれば承諾せざる旨を通知するよ止まり議會の不承諾を以て天皇を戴く政府の既定處分を取消す能はす既定の處分の依然として法律上の効力を存す何とされれば斯くするを得る政府の權力の憲法の認めたる所なればかり英國及び同類の議院政治國の本條の承諾を以て補償法案と稱し不法の處分を變して適法ならしむる者とあせり然れども我憲法の始よ

り豫算を以て法律とあさす従て豫算超過豫算外支出を以て不法とあすの理あるべからず是れ承諾の法律上何の効力をも生せざる所以あり然れども政治上より之をいふ時の其制裁あり妙用あると前に論したるか如し是れ法律上何の効果をも生せざる議會の作用を存して法律上必要の條件となし以て一種の監督を行ひしむる所以ありさて承諾の法律的效果如何よ拘らす法定の必要條件として本條の第二項を置きたる所以の右に述ふる所を以て明かり知らず豫算の款項に超過し又の豫算外に生したる支出をあすの總て此事後承諾のみを以て足れりとし事前協賛の單に毎年の總豫算に止まるる將た制限したる範圍の外に於ては別に事前協賛を求むるの必要あるか之に關する我憲法の規程の稍や明瞭からざるものあり若し毫釐の推測を容れずして茫漠たる文面に就き牴觸なき解釋を求むれば事後の承認の如何ある豫算外れの支出を問はず必要あれども事前の協賛の必ずしも然らざるが如しといふの外あらず而して解者の推測を加へて之をいふ時の緊急處分の外必ず併せて事前の協賛を要すと云

はん何を以て明瞭からずといふ本條に所謂豫算とは第六十九條の豫備費を合していふの意あるや否や分明からざればかり同條に「設ク」とあるの豫算中に設くるの義あるを將た豫算外に置くの意なるか判然たらざる以上の本條第二項の「超過及ひ」の外二語は其意義の範圍定まらされのあり然れども兎も角も事後の協賛を要するの一事の疑ふへからず

又假に豫算と以て豫備費を除きたるものとし而して緊急處分の規程たる第七十條及び前に挙げたる會計法第七條第八條を参考し以て推測を下さんか本條第二項の支出の全く豫備費内にて支辨し得るものに限ると解釋せざるへからず

第七十條の緊急處分を「議會ヲ召集スル能ハサルトキ」に限りたるか故に苟も召集をあし得る間の常會を閉ちたる後と雖も政府の必ず臨時會を開きて財政處分を關する議會の協賛を求めざるへうらす而して非常の場合よ之を召集する能はざる時の處分を對して事後の承諾を求むるを必要とするの同條第二項之を規定したり知るへし

本條第二項の支出の豫備費内にて支辨し得るものと限り其緊急處分と同しく事後の承認を求むるの會計法第八條と互に相照應せるものあるを蓋し立法行政互に相戻らす政府と議會と互に相呼應して國務の調和一致を求むるの道之より善きなきあり然れども是れ特は解者一家の推測を過ぎず而して伊藤伯の憲法義解も此点に於ける註釋頗る明瞭を欠くを惜む顧ふに本條の旨意の以下の數條を待ちて始めて明瞭なるものあれば更に其條々に於て解者の説く所を視るに非ざれば以て其全豹を領すべからざるなり

又本條の後日とあるの決算成るの日を待つ<sup>の</sup>意なるべく毎年度の決算報告を奏すの期日は憲法及び會計法は明文あらす大抵次年度又の第三年度の會期に於てすべし乃ち後日といふ第七十條の次の會期といふ制限に對して制限を立てざるものにして次の會期に於てするも可なり之より後るゝも可なりといふものあり

將に又我憲法の明な豫算を以て法律に非すと定められたる別は起案權に關する規程を

要せず英米諸國の如く豫算案の政府の外之を提出する能はずとの例規を特置せざる

も議會に起案權なきの豫算の單は行政事項たるを以て明白なりとす

國家の諸費に供する歳出及び租稅其他一切國家に收納する歳入は毎年豫算を立て帝國議會に承諾を受くべきものとす而して豫算に定めたる款項中の費用に不足を生じ又も豫算外の費用の途を生じて已むを得ざる支出をかしめる時は次回又は其後の會期に於て帝國議會の追認を求むるを必要とす

#### 第六十條 豫算は前ニ衆議院ニ提出スヘシ

本條の豫算の議案を付する順序を定めたるものあり

財政に就きての帝國議會の協賛特は立法のみ止まらず而して其理由の臣民直接の負擔に關係するか故あると前の條々に之を説明したり此精神を推すとすの財政案の討議の最も多數臣民と親密なる議院より始むべきなり今帝國議會の兩院中孰れハ斯

資格も適へるといへば何人も衆議院あるかかと答ふるに躊躇せざるへし是れ本條の規定ある所以あり

英國貴族院の慣行の典例により豫算及び財政に關する一切の法案を付き修正をあたふと能はず下院の議決したる所を對し同意若くは不同意を表決するに止まり而して不同意の表決をあたはるの例は近古久しく之を見ず其實際に於ては一切の財政案悉く衆議院の專決する所たり是れ兩院を置き輕率の議決を防ぐの要旨と没するものなりと雖も負擔の重さを感じるゝ多き人民の代表者の衆議院なれば特にお重さを之より置き専ら其議決と重すへきと蓋し亦政務の要を得たるものあるへし法理上負擔の義務重きか故に參與の權利從て大なりといふとを得ざるも政理に於ては決して謂れおしとせざるなり

さればよや英法に模倣したる佛國憲法白耳義憲法更よ之を規範としたる李滯生憲法に於ても豫算及び財政案の先づ衆議院に付して討議せしむるの明制を立て佛白の如く元老院を置きたる國の敢て議權を異同を立てずと雖も李の如きの貴族院を置きたるが故に第一の粉本たる英國の制を立戻りて貴族院の唯其總体を付きて可決すべしとの明文を掲げたり

我憲法の法律案議決に於ける兩議院の權利を齊一にしたり(第三十八條)其法律は屬せざる財政案を就きては明文の見るべきものなしと雖も已に帝國議會の協賛といひ而して別に之を限局するの文字を著けざる時の同トク兩院均一に之を議決するを得るものあるべし然れども兩議院一齊に同一の議案を議し始めなば徒に混雜と手數を生ずべきのみあるが故に必ず其先後を定めざるべからず先後を決して議決の權利に消長あらずと雖も政略上の便宜をいへば其議案の性質より兩院中殊に之を議するに適せるものより始めて賛拒若くは修正せしめ而して後縁の遠き方の議院に移すを最も便利とすへし蓋し修正の動議を起すもの多く其事は關係の深き議員多き議院に於てすへきか故に之を後にして先づ他の一院の議決を取るときは自然之に對

て修正を加へ更ふ其院に戻すの煩を生し易けれなり去れり憲法の之に對して如何ある條規を與へたるうといふ本條の外別に議案議決の先後に關する規程あらず豫算に限りては衆議院を先とするの明文おれり其他の政府の本條の一精神たる適者先議の意を採り便宜を以て之を付するなるへし乃ち議院法第十二章兩議院關係の中左の條々あり

第五十三條 豫算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スベシ

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スベシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スベシ若シ之ニ同意セザルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムベシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取リ又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スベシ

協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サズ右の如くなれば豫算の外の議案はたとひ財政に關する租稅國債案の如きものと雖も法律の別より先付の議院を特定せず又討議の先後に決して議權の大小輕重又關係なきと知るべし但し貴族院にして衆議院の議決を非とし論難往復に時日を費して空しく

閉會又過ひ從て豫算の成立せざるため政府の前年の豫算を執行する如きとのありたらんよと憂慮するより自然大概の處に衆議院に任ずるといふ如き實際の結果に立至るといふ必ずしも之なしとせず然れども法律上よりいへん決して先後の爲に議權を限るの意義なきあり

又本條に衆議院を先にするの其根源こそ政略の便宜より出でたるなれ又毫も法理上の意義なきものなれ其結果たる先にするの定規に至りては固より國法たり政府若し前に之を貴族院に提出するにあらん是れ違憲の所爲にして斯場合に於ける貴族院の議決は無効たるを勿論あり

將に又豫算といふ毎年の歳出入の總豫算のみをいふに止まらず臨時政務費用の豫算も亦同様あるべし

豫算の議案は先づ之を衆議院に付して議決せしめ次よ之を貴族院に移すべし

## 第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出

シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

本條は皇室經費の定額増額に關する規程を定め帝國議會の之に協賛する範圍を示したるものあり

法理上より之をいふ時の統治の大權を總攬する天皇の要する費用に臣民取て之を容喙せしむらざる權力の施用に於て止むべしと思惟するもの、臣民固より之を供給するの義務あり他なし國家其物を直表する主權者の位置に必要な經費の國家必要歳出の第一に居り國庫第一の負擔たらざるべからず且つ豫算已に法律に非ざるか故に憲法に認めたる天皇の大權の豫算を以て其施用を制限すべしならざればなり

政理上より之をいへん皇室の尊榮の内、臣民に對して重きを懸き外、他國に對して威信を立つるものあり固より時運と共に進み他邦と共に競ふべしと雖も其本質より於ての恒久固定猶世襲皇位の據りしむべしと期せざるべし其經費にして

年々議會の議事より定まるる如くんの今年榮を増し明年辱を加ふ亦何の國威を表する所を亦何の國信と示す所を皇室經費の固定すべきの君主の國家に對する位置よりして必ず然らざるべからざるものあるあり

更に財政に付き一般に涉りていはん租税の法律よりて之を徴す必ずしも年々其存廢を議すべきにあらず之を議するも決して法律を變更するの効力なき豫算を以てすべからず是に於てり固定歳入あり而して是れ手數を煩さず民心を動搖せず社會經濟の狀勢を劇變せしめざるため甚だ必要なると前已之を述べたり乃ち歳出に至りても亦然り若し永久に涉り増減少するべき性質のものを徒に年々の議に付し同一の討論表決を反覆するも於てり亦何の益ありらん是に於てか憲法々律に定制ありて豫算之を動りす能はざるものを断して之を固定歳出とするもの亦政務整頓の一手段たり而して本條に擧げたる皇室經費の如きの實は其一種あり

右皇室威嚴の不動を求むると固定歳出の手數を省くとよりして各國の憲法の槩ね皇

室經費を固定資本とて大抵即位の初に於て其君主一代の年額を定むるもの英國を初とし伊太利白耳義丁抹等皆然り是れ英國の幾百年の經驗と費して纔に慈日四世の時始めて萌芽と發し前王維廉四世の時確定したる文政費目 Civil List 固定の制に倣ひたるものあり

本邦皇室の位置勢力の實に世界無比にして決して彼の易姓革命の國に於ける迎立推戴の王家と同視をべきと非す去れり其經費も臣民の議定供奉に任すへうらす忠誠の至り或は自家の産を傾けて皇室に納れんとするもあらん或は皇室の費用浪濫を涉るを疑ひ其制限を望むもあらん國体上國法上いふまでもなく彼の固定を要する政理財理に暗に符合したるといひ皇室經費を据置きて永制とあさるゝと誠は允當とすべし

又單に政理上財務上の理由よりして之を規程を立てたるも非ざる上の決して一代を限り其年額を定め前朝より多く奉し今代より少く奉すといふか如く帝國議會の議決

と以て之を左右すべからず去れりこそ固定の額の建て、永世の制と爲し以て後代の天皇も及ふこととなしたるあるべけれ

さて皇室の經費とて決して歐洲諸國中古以前の君主の如く必ず之を私領に仰くものに非ず帝室財産あるものありと雖も纔に供御を補ふのみあれり必ず別に取るとかかへらるす之を給するに國庫あり之を奉するに臣民なり皇室費の増減の直に臣民の負擔に差響くものかれりたどひ恒久固定を要するといへ將來幾何の増額を亦すも天皇の隨意ありといふに至りては又必ず臣民財産の安固を害すると爲しとせず去れり將來増額の場合あり必ず帝國議會の協賛を経へしと定められたると一に自ら後來を約し玉ひ又一の範を後代の天皇に垂れ玉へる盛意も出て亦誠にお允當を極めたりといふべし

さて又現在の定額といへる憲法實施の當初に於ける現在額の謂はて即ち初期の帝國議會に付せらるる明治二十四年度の豫算に現るるものをいふあるべし必ずしも憲法

發布の時即ち二十一年度の豫算に出るとと解すべからず好し果して然りとすも議

會開設されて何時にても増額するを得へけれり到底初期の議會に付せらるる豫算案を本條は所謂定額とするの外なきあり

議會の協賛を要するの限りは非ざる帝國經費の決して豫算に掲ぐる筈なしといふものあらん余輩の然らすと信す豫算の毎年の歳出入總額を示さるるべからざるか故も苟も國庫を出入するものたどひ法律に定まりて動かしざるものと雖も之を載せて以て歳計の全体を明にするの要あり而して之を豫算に載せたるか爲に本條は違背する廉なし本條の第六十四條の例外たるか故に豫算の其全部協賛を要するを原則とし別にお本條の如く例外として議會の増減を許さるる款項を置くに於て毫も論理的矛盾を見ざるなり

又毎年國庫より之を支出すといふ故に其供給も於ては他の歳出と同しく年度を限り決して數年の額を合して一時も支出せしむると能はざるや亦明なり



皇室に關する經費は現在の定額に据置き毎年國庫より之を支出と改めて帝國議會の協賛を要するとなし但し議會開設の後此恒久定額より以外の増加を要する場合は其協賛あるを要す

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ヲクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

本條ハ豫算に於ける議會の權力を制限し兼て恒定歳出の規程を示したるものあり夫れ帝國議會の歳出入豫算に於けるハ實ニ終局の決定權を有するものにして其決議ハ天皇の裁可、政府の同意を要するものに非ずたとし豫算の効力ハ以て憲法法律を破る能はざるも苟も政府より下付したる豫算の款項に付きてハ廢除を命じ或ハ削減を命ずを得る以上の其結果として自然大權の施用、行政部職權の執行を制限するに至るべし此制限ハ固より立憲政治妙用の一部たるに相違なしと雖も結局の制限權を議會

會に與ふるに至りてハ是れ君主政體の真相を失し我國體に戻るものたり去れハ立法部と政府との間に此點に關する權限を定むると實ニ必要なり是れ本條の規定ある理由の一あり

又政理財理よりいふときは恒定歳出を定むるの必要あると前條に述べたるが如し而して帝室經費の外も憲法又ハ法律の規程により國家必要の費用あるものあり憲法を改めず法律を變せざるに於て必ず年々之を要するものあれば之を恒定歳出に屬すること英國にて國債費年金恩給費下院議長俸給費教會補助費裁判官俸給費を一切固定歳出としたる例に従ふを便とするものあるべし然れども國家政務財政の模様よりてハ又決して固着恒定の制額に拘泥して變通の道を廢すべからず是れ本條の規定ある第二の理由あり

去れば本條に於ては帝國議會の協賛を待ちて定まる歳計豫算の中某種の費用の減廢は議會之を專決する能はず必ず政府の之に同意するを待ちて始めて之を決するを得

るとしたり而して其費用も三種あり

其一の憲法上の大權を基づける既定の歳出なり憲法上天皇の大權に屬するものにして其施用も特別の費用を要するもの第十條に於ける文武官俸給あり第十二條に於ける陸海軍費あり第十三條に於ける外國條約の結果に出づる費用あり第十五條に於ける勳章榮典に關する費用あり而して此等の費額中其豫算提出の前已に處分済とあり全く既定の歳出とありたるもの政府の同意なくして削減廢除するを得ざるとなりされば其未定のもの即ち豫算によりて定まるべきもの固より議會の協賛を要するものなり

其二の法律の結果に由る政府の義務なり法律を以て制置したる機關の組織及び作用より生ずる費用其他法律を以て定めたる費用種々あり即ち議院法を以て定めたる議員の歳費手當及び議院費の如き裁判所構成法會計監査院法等によりて定まる俸給諸費の如き各種の恩給年金の如き皆法律の結果によるものあり而して種々の名目を以て發布されたる現行諸法令中其法律と視做すべきもの、結果よる歳出亦固より本項の含蓄する所なり

其三の法律上政府の義務に屬する歳出あり法律上との民法に於ての義務して政府が民法上の一箇法人として民法上の理由により負擔すべき契約若くは賠償の義務をいひ民法上政府の義務といひたるあるへし乃ち内外國債の元利償還、保護を與へたる會社營業の補助金及び保證金、行政處分により臣民に損害を被らしめたる場合に於ける損害賠償、土地物品を買上げ又は土木其他の請負をささしめたる其代料等凡て之に屬するものあり

右三種の中第一の天皇大權の施用を擔保し第二の法律の執行に關する行政府の職權を擔保し第三の政府の信用及び政府に對する各箇人の私權を擔保す然れども國家全體の利益と多數臣民の幸福とを犠牲にして此等の擔保を與ふるの必要あらざるか故に憲法と法律との規定に戻らざる限り帝國議會固より之を減削し若くは之を廢除す

るの議決をなすを得べく唯た其時宜に處する權度を審よするの行政府も及ぶもの  
あらず又之を裁定するの權力あるものも天皇を包含する政府も付するを以て最も穩  
當とすべし議會政府共に之れも同意せんよの國家の全体と臣民の多數とを損傷する  
の虞なきや知るべし

第二項の擔保する所の更し詳説を要するものあり則ち法律執行の擔保を裡面より考  
ふるべきの政府が命令を以て任意の立法をなすと能はざるの擔保たり彼の行政命令  
あるものは第九條にも明記せる如く決して法律執行の爲のみよ之を發するものも非  
ず其の安寧秩序を保持し臣民の幸福を増進する爲よの法律と併行して規定を立つる  
を得るものなり而して之に對する憲法上の牽束の何ぞ法律の範圍を超ゆる能はざる  
もの固より其一あり然れども苟も法律の範圍内に於てするところらんよの爲すとして  
不可あるなしといはば是れ亦大過なきを保たず而して之が擔保を與へ政府をして專  
恣の施設をなすと能はざらしむるものも豫算の牽束あり法律の執行にの議會其必要

の供給をなさざるべからずと雖も命令の執行の斯保證あらず議會の何時よても豫  
算上政府の命令と間接に變更し制限するを得るとあり是れ豈行政命令の濫用を防ぐ  
所以に非ずといふべけんや

さて又政府の同意と議會の議決とあれば何事をもなし得ると英國其他國會主權國の  
常規たりと雖も我憲法の本條に於て決して斯の如き強大の權力を認めたるものも非  
ず豫算の始より之を法律とあらず從て憲法法律を變更するの効力あらざれば議會如  
何よ之を議決し政府如何に之も同意するも本條に於ける豫算を以て直ち憲法法律  
に背戻する財政處分をなすこと能はず乃ち議會が政府の同意を得て廢除し削減し得  
るの特に憲法法律の範圍内に於てするのみ若し夫れ憲法法律を改更せんと欲せん議  
會と政府との一致固より能く之を成就せし然れども其方法の必ず法律案議決の手  
續に依らざるべからず決して豫算を以て間接に裡面より法律の効力を奪ふと能はざ  
るなり

將た已に同意といへば決して天皇の躬ら下し玉ふ裁可にあらざるが故に國務大臣の閣議を経て奏上し制可を経て其趣を議院に通知するよ止まるべし

憲法上天皇の大權に基きて官制軍備條約榮典等一關して已に支出すべしと豫算提出の前に定まりたる歳出及諸法律規定の明文より又の法律上一個私法人として政府の負擔すべき義務に屬する歳出の帝國議會之を議するも政府の同意あるに非されば之を全廢し若くは之を減することを得ず

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

本條は毎年に定むる豫算の例外として有期恒定經費を規定したるものあり

政府事業の種類に因りては一年間に成就すべからざるものあり砲臺軍艦の造築の如き道路の開鑿鐵道の布設の如き是なりされば毎年に豫算を定むる第六十四條の明文

に拘泥して毎年其一部分づゝを議決し支出するよ於ての事業の功程ハ方向を立つる能はず今年ハ何程明年ハ幾許といふが如く變動して止まざれば事業の進路を妨ぐる事尠からざるべし況や中途にして之を廢するに於てをや此類の事業は元來幾年を以て成功し幾許の費額を要すると判然たるものかれハ預め臣民生計の模様國庫歳入の都合を計りて之を繼續費と固定し以て年々議事に付するの煩と事業の功程を錯るの患とを除くと誠に得策たるへし是れ本條の設けある所以にして第六十四條の法文中毎年ノ常規に對する例外あり

されハ特別の須要といふ國家の進歩に應し毎年更改する歳費の原則よ從ふ能ハざる事業を起すの必要をいふものよて豫め年限を定むるとハ無期の繼續費を許さハるの義あり數學上無窮も亦數ありといふの説ハ本條よ適用すべからず而して特別の須要及び年限の豫定は本條に於て協賛を求むるの必要條件たり

抑も繼續費ありとて同しく年々の歳入より支辨するものなれば其毎年の豫算よ各々